

◎議 事 日 程（第 2 号）

令和 3 年 6 月 3 日（木曜日）午前 9 時 30 分 開議

日程第 1 一般質問

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出 席 議 員（18名）

1 番	馬 淵 紀 明 君	2 番	石 崎 誠 子 君
3 番	佐 藤 信 男 君	4 番	竹 村 仁 司 君
5 番	高 松 幸 雄 君	6 番	吉 川 三 津 子 君
7 番	原 裕 司 君	8 番	近 藤 武 君
9 番	神 田 康 史 君	10 番	杉 村 義 仁 君
11 番	鬼 頭 勝 治 君	12 番	鷲 野 聰 明 君
13 番	島 田 浩 君	14 番	山 岡 幹 雄 君
15 番	大 宮 吉 満 君	16 番	加 藤 敏 彦 君
17 番	真 野 和 久 君	18 番	河 合 克 平 君

◎欠 席 議 員（なし）

◎地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	日 永 貴 章 君	副 市 長	鈴 木 睦 君
教 育 長	平 尾 理 君	総 務 部 長	近 藤 幸 敏 君
企画政策部長	宮 川 昌 和 君	産 業 建 設 部 長	山 田 哲 司 君
教 育 部 長	三 輪 進 一 郎 君	市 民 協 働 部 長	渡 辺 弘 康 君
上 下 水 道 部 長	山 田 英 穂 君	保 險 福 祉 部 長	小 林 徹 男 君
健康子ども部長	清 水 栄 利 子 君		

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	近 藤 ゆかり	議 事 課 長	大 原 守 人
書 記	丸 山 小百合	書 記	猪 飼 隆 善
書 記	杉 本 昌 哉		

午前9時30分 開議

○議長（島田 浩君）

おはようございます。

本日は御苦労さまです。

御案内の定刻になりました。

定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・一般質問

○議長（島田 浩君）

一般質問を行います。

一般質問は、質問順位に従いまして順次許可することにいたします。

ここで出席人数の調整のため、暫時休憩といたします。

午前9時30分 休憩

午前9時31分 再開

○議長（島田 浩君）

休憩を解きまして会議を再開いたします。

最初に、質問順位1番の8番・近藤武議員の質問を許します。

近藤議員。

○8番（近藤 武君）

おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、発言通告書に従い、今回は今年度の行政運営について、1つ目として、今年度の予算編成について、3月の骨格予算と6月の補正予算を含めた今年度の進め方、2つ目として、今年度の新型コロナウイルス感染症対策について質問をさせていただきます。

1つ目の3月の骨格予算と6月の補正予算を含めた今年度の行政運営の進め方についてですが、私自身3月の議会の一般質問において、財政面の視点から質問をさせていただきました。

3月の骨格予算においては、継続事業について事業執行が遅れないように当初予算に組み込み、新型コロナウイルス感染症対策も補正予算を含め対応するとの御答弁でありました。

そこで質問をさせていただきますが、3月の骨格予算、6月の補正予算を含め、今年度の進め方はどのようにお考えなのかお尋ねいたします。

次に、2つ目の今年度の新型コロナウイルス感染症対策について質問をさせていただきます。

この質問も3月議会の答弁の中で、3月4日までの全11の補正予算において、事業に対し総額として約84億円で対応したとのことでした。また、市民生活支援、事業者支援、感染症予防対策、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の準備を進めているということでした。

そこで質問をさせていただきますが、まず初めに、令和2年度に行われた市民生活に対する

特別定額給付金、子育て世帯臨時特別給付金、ひとり親世帯臨時特別給付金、プレミアム付商品券補助事業、新生児子育て応援給付金事業、あいさいっ子応援給付金事業、小中学校給食費無償化事業、上水道料金免除・補助事業、運動習慣促進応援事業などの9事業と事業者に対する感染症対策協力金、民間児童クラブ応援事業、子育て支援事業者応援事業、福祉サービス事業者等応援事業、あいさい信用保証料補助事業、愛西市農業担い手応援事業、商工業者のための冬支度応援事業などの7事業の実績や成果をお聞きしたいと思います。

以上で総括質問を終わります。それぞれの御答弁よろしくお願ひいたします。

#### ○総務部長（近藤幸敏君）

私のほうからは、まず1点目の3月の骨格予算と6月の補正予算を含めた今年度の進め方について御答弁させていただきます。

令和3年度におきましても、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、ウイズコロナ、アフターコロナ社会を見据えた事業展開が主軸となっております。その上で、キャッシュレス決済をはじめとした新しい生活様式の視点を取り入れた事業をさらに拡充しつつ、児童発達支援センターの建設や道の駅の再整備事業などの計画を着実に進めていくとともに、総合計画の後期基本計画の策定など、今後の持続可能な市政運営につながる事業を実施してまいります。以上でございます。

#### ○企画政策部長（宮川昌和君）

私からは、特別定額給付金の実績・成果ということで御答弁させていただきます。

令和2年4月に閣議決定されました新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の趣旨を踏まえ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うために実施されました特別定額給付金事業でございますが、2万3,553世帯に対しまして62億7,420万円を給付いたしました。

事業に対する執行率につきましては99.8%ございまして、市民の関心も非常に高く、当初の目的に沿って無事に事業を終了することができました。以上です。

#### ○健康子ども部長（清水栄利子君）

続きまして、子育てに係る市民生活支援に対する事業の報告をいたします。

子育て世帯臨時特別給付金事業では、15歳、年度末までの児童手当を受給する世帯に、児童1人当たり1万円を4,267世帯、児童数7,216人に対して総額7,216万円を、さらに市独自事業として、あいさいっ子応援給付金事業で、18歳までの児童の保護者に対し、児童1人当たり1万円を5,671世帯、児童数9,047人に総額9,047万円を支給し、生活支援につなげました。

低所得のひとり親に対しては、ひとり親世帯臨時特別給付金事業により1世帯5万円、第2子以降3万円を8月に支給し、12月にも5万円の再支給を行うなど、360世帯、児童数561人に対し総額5,381万円を支給し、経済的基盤の弱いひとり親世帯への家計を支援しました。

また、特別定額給付金の基準日の翌日以降に生まれた新生児を育てる保護者に対して、市独自に新生児1人当たり10万円を224世帯、児童数230人、総額2,300万円の支給を行い、育児に係る負担軽減を図りました。

次に、事業者支援の部分です。

市独自事業として、民間児童クラブ応援事業として、利用者相当分の支援応援金を4事業者に総額45万6,000円を支給し、利用料の減収で悩む事業者の支援を図り、また子育て支援事業者応援事業では、感染予防対策で負担が増加している保育所などの事業者に対し、1団体10万円の応援給付金を20団体に総額200万円を支給しました。

子育て世帯や事業者からは、数々の市独自事業に対して感謝の声もいただいておりますので、子育てしやすい愛西市として周知されたのではないかと思います。以上でございます。

#### ○産業建設部長（山田哲司君）

プレミアム付商品券補助事業では、販売実績2万9,595セットで、総額は3億8,473万5,000円でありました。

市民の皆様に広く利用がされ、市内の個人消費も喚起され、地域経済の活性化の一助となったものと考えております。

感染症対策協力金では、県の休業協力要請に応じて、1事業者当たり50万円を229件、理美容者1事業者当たり10万円を54件支給し、合計で1億1,990万円、283件でありました。

あいさい信用保証料補助事業では、事業者が愛知県信用保証協会へ支払った信用保証料を補助し、上限20万円を15件支給、合計で277万8,000円でありました。

別枠で有利な融資制度が創設されたため、件数が少なかったものと評価しております。

愛西市農業担い手応援事業では、連続して3か月減少した市在住の認定農業者等に対して、応援交付金として一律30万円を71件支給し、合計2,130万円でありました。

商工業のための冬支度応援事業では、感染症予防対策として上限10万円を434件支給し、合計3,522万3,000円でありました。

農業担い手応援事業、商工業者への事業とも地域事業者の皆様に広く利用がされ、一定の効果があつたものと判断をしております。以上でございます。

#### ○教育部長（三輪進一郎君）

私からは、小中学校給食無償化事業の実績・成果について御答弁させていただきます。

新型コロナウイルス感染症の影響により臨時休校であった市内小・中学校が令和2年6月に再開し、当初、学校再開後6月間としておりました給食無償化期間を令和3年3月まで延長いたしました。

事業費としては、給食負担金で2億2,302万6,000円、給食費支援金で177万1,000円でございます。

学校再開に伴い、新しい生活様式では、マスクや消毒液などを御家庭で用意する必要があるなど、経済的な負担が増えています。愛西市の給食無償化期間は近隣自治体と比較し非常に長期間であり、小・中学生の保護者の経済的な負担軽減に効果があつたと考えております。

次に、運動習慣促進応援事業の実績でございます。

令和2年6月分から8月の対象期間の3か月間の合計で261団体、2,430回の利用があり、637万5,000円ございました。

利用者からは、新型コロナウイルスの影響により、昨年4月11日から5月31日まで、体育館や運

動場、学校体育施設の利用ができずになかなか活動ができなかったが、運動習慣促進応援事業によりスポーツを展開し、運動不足解消をするよいきっかけづくりとなったとの声が届いております。以上でございます。

#### ○上下水道部長（山田英穂君）

私のほうからは、上水道料金免除・補助事業の実績・成果を御答弁させていただきます。

上水道料金免除・補助事業は、当初、愛西市水道事業及び市外水道給水契約者に対して、令和2年8月から令和3年1月利用分までの6か月分としました上水道料金の基本料金を免除・補助する期間を令和3年3月まで延長し、8か月分といたしました。海部南部水道企業団に対しては、令和3年2月から3月利用分までの2か月分の上水道料金の基本料金を補助してまいりました。

内訳といたしましては、一般世帯及び事業者を対象に愛西市水道給水契約者8か月分の平均、1万596戸に対して1億1,543万5,000円、市外水道給水契約者13戸に対して9万2,000円、海部南部水道企業団給水契約者1万3,293戸に対して3,177万5,000円、合計2万3,902戸に対して1億4,730万2,000円の支援となりました。以上でございます。

#### ○保険福祉部長（小林徹男君）

私のほうからは、高齢福祉と社会福祉の事業者に対する事業の関係でございます。

実績としまして、市内で福祉サービス事業を継続している運営法人等に対しまして、利用者10人以下は10万円、利用者11人以上は20万円の運営継続支援金を56事業者に対しまして、総額910万円を交付いたしました。

また、介護予防・生活支援サービス実施団体に対しまして、1団体2万円の事業再開準備金を12団体に対しまして、総額24万円を交付いたしました。

各交付金を受けた事業者からは、アルコール等の薬剤や物品の値段が上がっていたため、感染症対策用品を購入する際に助かったとの声があり、事業者支援として成果があったと感じております。以上でございます。

#### ○8番（近藤 武君）

それぞれの御答弁ありがとうございました。

それでは、令和2年度の新型コロナウイルス感染症対策のほうから再質問を進めていきたいと思っております。

これまでの市民生活支援、事業者支援とも、この場で細かく成果に対しての議論が時間の都合上できないのですが、コロナ禍において苦しむ市民の皆様の支えの一つとなったのではないかと考えております。

もう少し関連の質問をしたいと思っております。

運動習慣促進応援事業について、運動不足解消のきっかけづくりとなったと御答弁がありましたが、現在、感染予防対策などがスポーツ施設にも行われていると思っております。

そこで質問をさせていただきますが、スポーツ施設の感染予防対策の状況とキャッシュレス決済導入事業の状況と成果はどのようになっているのかお尋ねいたします。

○教育部長（三輪進一郎君）

体育施設感染症拡大防止事業では、サーキュレーターを28台及び加湿空気清浄機1台を購入し、計27万9,000円でした。

サーキュレーターなどを設置することにより利用時に換気ができ、利用者が安全で安心して利用できる環境となったと考えております。

キャッシュレス決済導入事業では、親水公園総合体育館のトレーニングルームに電子マネー対応の券売機を1台導入し、208万5,000円でした。

コロナウイルス感染拡大を防ぐための新しい生活様式の一つとして、キャッシュレス決済普及を図ることができたと考えております。以上でございます。

○8番（近藤 武君）

ありがとうございます。

換気の強化や新しい生活様式としての券売機導入により、利用者の安全で安心な環境整備が行われていることが分かりましたが、現在、緊急事態宣言下において施設の運営、運用においてどのような新型コロナウイルス感染症対策が行われているのか、また入場制限を行っているのかお尋ねいたします。

○教育部長（三輪進一郎君）

施設を安全に御利用いただくために利用者に御協力をお願いしている事項といたしまして、発熱や風邪症状がある場合は利用を控える、入館時は手指消毒をする、利用者名簿への記入をする、マスクを着用する、各部屋の定員を守る、他の人との距離を保つ、30分に1回窓を開けて換気をする、共有する物品を定期的に消毒するなどがございます。

また、各体育館の人数制限もお願いしており、親水公園総合体育館のメインアリーナでは120人程度、サブアリーナで60人程度、トレーニングルームで40人程度、立田体育館の競技場で50人程度、柔剣道場で25人程度、佐織体育館の競技場で50人程度、柔道剣道場で25人程度、トレーニングルームで10人程度とさせていただいております。以上でございます。

○8番（近藤 武君）

ありがとうございます。

スポーツ施設において現在も制限がありますが、施設利用できることは利用者からとてもありがたいとの意見もいただいております。

また、学校施設開放についても、学校側の御理解、御協力の下、使用できていることは、地域で活動をする方々にも大変喜ばれております。今後も有益に使用できるように感染対策を万全にし、皆様との協力の下、進めていただきたいと思います。

次に、教育現場の状況確認を含め、お聞きしたいと思います。

昨年度、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、国の進めるGIGAスクールが急速に進められることとなりました。

そこで質問をさせていただきますが、本市のGIGAスクールの状況と、今後どのように進めていくのかお尋ねいたします。

○教育部長（三輪進一郎君）

G I G Aスクールの状況でございます。

令和2年度に当初予定しておりましたICT環境の整備計画に加え、災害や感染症の発生などによる学校の臨時休業等の緊急時においても、ICTの活用により、全ての子供たちの学びを保障できる環境を早急を実現するため、文部科学省がG I G Aスクール構想の前倒しを行ったことにより、本市においても整備計画の見直しを行いました。令和3年3月までに高速大容量通信ネットワークの整備と双方向型の一斉授業を可能にし、全ての子供が情報の編集を経験しつつ、多様な意見を即時に共有できるように1人1台タブレットを購入いたしました。

また、未整備であった小学校の特別支援教室及び中学校の普通教室、特別支援教室への電子黒板などを設置いたしました。

事業費は、ネットワーク工事が1億9,700万円、タブレット及びプロジェクター等の機器購入が2億6,800万円の合計4億6,500万円でございます。

事業費に対し国庫補助金が2億2,950万円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が1億2,240万円、一般財源が1億1,310万円でございます。

今後は、事業支援ツールやドリルソフトを用いた授業を展開し、整備したICT機器を活用するとともにオンラインによる家庭学習への対応を想定した上で、必要な準備を進めてまいります。以上でございます。

○8番（近藤 武君）

ありがとうございました。

国の進めるG I G Aスクールに対し、本市としてハード面の整備がかなり進められたことが分かりました。

タブレットを使用した勉強の進め方など始まったばかりであり、各自治体、各教育委員会、各学校でも議論が進んでいくことと思います。

先進地の事例なども参考に、愛西市の児童・生徒にとってよりよい環境やよりよい活用をしていただきたいと思います。

もう少し教育現場について再質問をさせていただきますが、昨年度、学校保健特別対策事業が行われました。この事業の実績はどのようになったのかお尋ねいたします。

○教育部長（三輪進一郎君）

学校保健特別対策事業の実績でございます。

新型コロナウイルス感染症予防対策及び熱中症対策のため、市内小・中学校において必要な消耗品、医療材料や備品としてマスクや消毒液、非接触型の体温計やサーキュレーター、スポットクーラーなどを購入いたしました。事業費は2,235万円でございます。

感染予防対策を取ることで、児童・生徒が新しい生活様式に沿った学校生活を送ることができました。8月の夏季休業中の臨時での授業中には、熱中症対策備品が特に役立ちました。また、市立全小・中学校に網戸を設置することで、教室などの換気時に虫などによる授業の妨げが少なくなり、学校生活に適した環境の整備を行いました。

事業費は1,675万円でございます。

令和3年3月に設置が完了しております。

学校での新しい生活様式のため、引き続き必要な対策について情報収集や研究、工夫をすることで、学校での感染予防に取り組んでまいります。以上でございます。

#### ○8番（近藤 武君）

ありがとうございます。

学校生活での感染予防対策、熱中症対策を各学校単位で必要となる備品や消耗品を整備できたこと、また新しい生活様式に沿った環境と8月の夏季休業中の臨時授業にも役立ったことは、とてもよかったと思っております。

そして、全小・中学校に網戸を設置することにより、換気しやすい状況になったことも喜ばれているのではないかと考えております。

学校環境は、児童・生徒が長い時間共同生活を送る場であります。今後も引き続きよりよい環境になるよう取り組んでいくとの御答弁もありましたので、よろしく願いいたします。

ここまでは、令和2年度の新型コロナウイルス感染症対策についての事業成果、実績などを大まかに質問させていただきました。

そこで、今年度の新型コロナウイルス感染症対策について再質問をさせていただきます。

当初予算では、市長選の影響で具体的な対応施策が盛り込まれていませんでした。令和2年度の事業実績を基に、この6月議会の補正予算に別建てで計上されたと思っております。議会初日に議会で議決した内容ではありますが、新型コロナウイルス感染症対策に関する6月議会補正予算の事業内容は、どのような事業が盛り込まれているのかお尋ねいたします。

#### ○総務部長（近藤幸敏君）

新型コロナウイルス感染症の影響が長期にわたることから、市民生活への直接的な支援として、子育て世帯生活支援特別給付金事業や新生児子育て応援給付金事業、また小・中学校の給食費の無償化事業を実施してまいります。

また、地域経済の活性化を推進するためのプレミアム付商品券事業や市民の皆さんに安心して公共施設を御利用いただくため、施設での感染症予防対策の強化、さらに電子マネー決済サービスや電子申請決済サービスにより接触機会を減らすとともに、市民の皆様の利便性を高めるサービスなど、早期に取り組むべきコロナ対策事業予算として、初日での御議決をお願いいたしました。以上でございます。

#### ○8番（近藤 武君）

ありがとうございます。

今回の補正予算で新型コロナウイルス感染症の影響を考え、子育て世帯への支援、地域経済の活性化を促進する目的のプレミアム付商品券事業、公共施設等における感染防止対策の推進、キャッシュレス決済の推進など、市民生活の下支えとなる事業が盛り込まれていると思います。

そこで質問をさせていただきますが、昨年度に引き続きプレミアム付商品券事業を実施することとありますが、本市で行われたプレミアム付商品券事業の過去の実績はどのようにな

っているのか、お尋ねいたします。

**○産業建設部長（山田哲司君）**

まず、平成27年度は販売総額3億5,000万円で、取扱数314店舗でした。1人当たり購入限度額は5万円までで、プレミアム率20%、1セット1万円で1万2,000円分でした。

令和元年度は、販売総額6,739万6,000円で、取扱数149店舗でした。対象者は非課税者と子育て世帯で、1人当たり購入限度額は2万円までで、プレミアム率25%、1セット4,000円で5,000円分でした。

令和2年度は、販売総額2億9,595万円で、取扱数206店舗でした。1世帯当たり購入限度額3万円までで、プレミアム率30%、1セット1万円で1万3,000円分でした。以上でございます。

**○8番（近藤 武君）**

ありがとうございます。

今回この事業を行うに当たって過去の経緯を含め、改善点や特徴は今回あるのかお尋ねいたします。

**○産業建設部長（山田哲司君）**

まず、引換券の配付方法で、全世帯へ確実に行き渡るように世帯主に直接郵送すること、また商品券の割合について、中小店のみに使用できる専用券の割合を上げた点でございます。以上です。

**○8番（近藤 武君）**

ありがとうございます。

プレミアム付商品券事業は、事業年度や社会情勢によって変化してきていると考えております。

今回の事業開始時期は、8月上旬から予定されているとお聞きしておりますが、感染状況を考慮し、適正な時期への変更も含め、利用者や地域の活性化につながるよう進めていただきたいと思っております。

補正予算のところで、最後の質問のほうにしたいと思っておりますが、災害時における避難所、医療救護所の停電時の電源確保のために可搬型蓄電池と太陽光パネルを小・中学校と佐屋保健センターに整備する事業がありました。この場で詳細を質問する予定でしたが、議会初日の議案質疑の中で、保管の仕方、送風機以外の使用の可否などいろいろと意見が出たところであります。コロナ禍において、避難所運営の仕方も変化しており、現在は密を防ぐことはもちろんですが、換気の重要性が再認識されております。

災害はいつ起きるか分かりません。そこで、避難所備品等の整備を迅速に進めるべきだと考えておりますが、どのように進められるのかお尋ねいたします。

**○企画政策部長（宮川昌和君）**

初日議決をいただきましたので、速やかに事務を進めているところでございます。以上です。

**○8番（近藤 武君）**

ありがとうございます。

ぜひしっかりと進めていただければと思います。

今回の新型コロナウイルス感染症対策に関する補正予算の内容の中には、市長選挙後に市長と会派のメンバーで話し合い、我々の会派を含む3会派で要望書を出させていただき、現状を考慮し、市側から提案があった事業もあります。

特に、小中学校給食費無償化事業は、前回もとても喜ばれた事業ではないかと考えております。また、プレミアム付商品券事業や感染予防対策など生活に関わる事業を含め、しっかりと進めていただきたいと思います。

現在、新型コロナウイルスワクチン接種も進む中、今後の社会情勢をしっかりと見極め、新型コロナウイルス感染症対策を今後も進めていただくことをお願いし、この項目の質問を終わります。

それでは、本年度の予算編成について再質問をさせていただきます。

総括答弁の中で、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、ウイズコロナ、アフターコロナの社会を見据えた事業展開が主軸になる。キャッシュレス決済をはじめとした新しい生活様式の視点を取り入れた事業をさらに拡充するとの答弁がありました。

そこで、質問をさせていただきますが、アフターコロナ、時代の変化を含め新しい生活様式が生まれつつありますが、今後の取組をどのような考えで進めていくのかお尋ねいたします。

#### ○企画政策部長（宮川昌和君）

今年度は、第2次愛西市総合計画に係る前期基本計画の終期に当たるため、後期基本計画を策定する予定でございますが、その策定に当たり、持続可能な開発目標でありますSDGsなどの新たな視点を取り入れた見直しのほうを進めてまいりたいと思います。

一方、国においてデジタル庁が発足予定であり、リモートワークなど働く環境の変化やオンラインによる行政手続の加速など、官民ともにデジタル化の動きが急速に進みましたが、人と人とのつながりを大切にして、デジタル、アナログのよさを融合した愛西市ならではの施策のほうを行っていきたいと考えております。以上です。

#### ○8番（近藤 武君）

ありがとうございます。

第2次愛西市総合計画の後期基本計画策定に当たり、持続可能な開発目標であるSDGsなどの新たな視点を取り入れ、見直しを進めていくこと、また国のデジタル庁が発足予定である中、官民ともにデジタル化の動きが急速に進む環境下ではあるが、人と人とのつながりを大事にした愛西市ならではの施策を行っていききたいことも分かりました。

今後さらなるオンラインによる行政手続などが行われる可能性がある中、1つ例を挙げると、スポーツ施設など公共施設の予約をオンラインで行っている自治体もあります。本市として、利用者や市民の意見をしっかりと取り入れ、市民の皆様によりよい方向へ導いていただきたいと思います。

それでは、最後に市長にお聞きしたいのですが、市長再選後、最初の一般質問ではあります

が、今年度を含めこれからの4年間、またその先を見据えた市長の思いなど、どのようなお考えなのかお尋ねいたします。

**○市長（日永貴章君）**

それでは、私から御答弁をさせていただきます。

今回の4月に行われました市長選挙におきましては、私の2期8年間の市政運営に対する評価と、今後4年間、市の様々な課題を解決するために誰に市長として職を与えるかという選挙であったというふうに思っております。そんな中、私の今までの市長としての市政運営、そして今後の市に対する思いや今後の市政運営につきまして、限られた時間ではありますが、私といたしまして、精いっぱい市民の方々に対しまして考え方などをお伝えさせていただきました。そして4年間、新たな任をいただきましたので、市長として新たな4年間、しっかりとした市政運営に努めていきたいというふうに考えております。

特に、新型コロナウイルス感染症拡大対策につきましては、市としてはしっかりとした対応をまずはしていかなければならないということで、現在、ワクチン接種につきましても、全力で接種事務を進めさせていただいているところでございます。

そして、日本も世界も目まぐるしく時代が変化する中で、新しい生活様式、デジタル化などもどんどん進んでいっておりますので、市といたしましては、そういったこともしっかりと取り入れながら市民の方々の利便性の向上なども図っていきたいというふうに思っております。

また、デジタル技術などにつきましては、市民サービスの向上をはじめ、地域のコミュニティーとの協働によるまちづくり、市内の産業を支える基盤整備から地域振興、コロナ禍でも万が一に備える防災対策などを推し進めていくことも将来へつなげていくことにつながるというふうに思っております。

先ほども言いましたが、このコロナ禍の中、厳しい財政状況などの課題は山積をしておりますが、市民を一人でも取り残さない持続可能な愛西市として、行財政改革、行政運営に努め、邁進していく所存でございます。以上でございます。

**○8番（近藤 武君）**

ありがとうございました。

市長のほうから、コロナ対策、市民と協働のまちづくり、今後、先をしっかりと見据えたまちづくりという御意見をいただきました。

今後も愛西市のため、愛西市民のため、私自身もしっかりと市側と協議をしながら進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

以上で、今回の一般質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（島田 浩君）**

8番議員の質問を終わります。

ここで休憩を取らせていただきます。再開は10時20分といたします。

午前10時10分 休憩

午前10時20分 再開

○議長（島田 浩君）

休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に、質問順位2番の5番・高松幸雄議員の質問を許します。

高松議員。

○5番（高松幸雄君）

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、今回は農福連携の推進について質問をさせていただきたいと思っております。

農福連携とは、障害者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組のことをいいます。

農福連携は、深刻な人手不足に悩む農業と働く場の確保が難しい障害者とを結びつける施策です。しかしながら、農福連携を推し進めようにも、現状は農業を障害者の雇用の場として生かす仕組みは十分に整っておりません。特に、農福連携を通じて障害者の雇用を促進したい福祉施設と就業人口の減少を食い止めたい農業のマッチングがうまくできていないという状況が続いていました。

以前から福祉施設など農業を手伝う取組はありましたが、農福連携という言葉が登場したのは2000年代に入ってからのものであります。特に、2016年に閣議決定した日本一億総活躍プランには、障害者が最大限活躍できる環境整備の一環として農福連携が盛り込まれてから、全国各地において自治体が関与し、広がりを見せています。

日本における障害者の総数は、2018年の時点で900万人を超え、全人口の7.4%の方が何らかの障害を抱えている中、実際に就労しているのは80万人で、障害者が自分らしく働ける場を見つけることは容易ではありません。福祉分野の大きな課題は、障害者の就労先の確保であります。

農業が福祉にもたらすメリットとして、農業には種まき、耕うん、収穫など多種多様な作業があります。そのため、障害のある人たちにとって作業能力に合った作業計画を立てることができます。

農福連携は、農業における課題、福祉における課題の双方の課題を解決しながら、双方の利益につながるウィン・ウィンの取組でなくてはなりません。近年では、農地法の改正によって企業が農地を貸借して農業を行うことが可能になり、それに伴う農業分野での障害者雇用も拡大しています。福祉関係の法人が社会福祉事業のために農地を利用する場合は、周辺の農地利用に支障がないことの要件を満たすだけで農地の借入れ、購入が可能です。

もし一から農業分野に参入するのが難しいという場合は、体験農園を利用する方法もあります。体験農園や観光農園に対して利用料を払い、障害者施設、介護施設の入所者に農作業を体験させることもできます。

もう一つは、施設外就労という方法です。これは、障害者就労施設が実際に農地や農機具を保有せず、農家、農業法と契約を結び、農作業の一部を委託してもらったりやり方で、施設に通う利用者が施設の外で農作業をすることになります。施設外就労を新たに始める場合は、役所

の福祉課やJ Aが間に入り、コーディネートを行っているケースもあります。

障害者の報酬である平均工賃月額額は約1万5,000円ほどであり、補助金や助成金に頼っているのが現状です。福祉から雇用へと言われるように、一般的な給料との開きをいかに縮めていくかが最終的な課題です。

そこで、まず本市の障害者就労事業所の数、本市在住の就労対象障害者の数、本市の障害者就労、雇用の現状を教えてください。また、本市における農業人口は10年前と比べてどのように推移しているのかを教えてください。

以上、一括質問といたします。御答弁よろしく願いいたします。

#### ○保険福祉部長（小林徹男君）

まず1点目の事業所数でございますが、市内の就労支援事業所は14事業所でございます。

2点目の就労対象障害者数でございますが、市が把握しているのは、障害者手帳所持者となりますが、令和3年4月1日時点で、身体障害者手帳2,291人、療育手帳539人、精神障害者保健福祉手帳728人でございます。

3点目の雇用の状況でございます。

令和2年度の就労系サービスの利用状況でございますが、253人ございました。以上でございます。

#### ○産業建設部長（山田哲司君）

農業人口の推移ですけれども、農林業センサス統計の総農家数で、2010年は2,660戸、2020年は1,893戸で767戸の減少となっております。以上です。

#### ○5番（高松幸雄君）

御答弁ありがとうございました。

本市の障害者就労支援事業所数は14事業所、本市在住の就労対象の障害者数は、身体障害者手帳所持者2,291人、療育手帳所持者539人、精神障害者保健福祉手帳所持者は728人、本市の障害者就労、雇用の現状については、令和2年度の就労系サービスを1日でも利用したことがある障害者の数は、年間253人とのことです。

本市の障害者手帳所持者の合計は3,558人となり、それ以外には障害者手帳をお持ちでない障害者がいるという実情が分かりました。

また、本市の人口はおよそ6万3,000人とすると、5.7%の方が障害者手帳の所持者であるということが分かりました。

さらに、障害者の就労、雇用の現状は、1日でも利用したことがある障害者の方は年間253人、本市の障害者が3,558人でありましたので、障害者手帳の所持者だけで算出したとしても、1日就労を利用したことがある障害者の方は7%ほどしかいないことも分かりました。

そして、本市における農業人口は10年前と比べて767戸の減少で、農業においては人手不足が深刻な課題であるということが分かってきました。

それでは、再質問をさせていただきます。

本市における障害者の就労、雇用について課題は何であるかとお考えでしょうか、お尋ねい

たします。

**○保険福祉部長（小林徹男君）**

就労移行支援事業、就労継続支援事業の利用につきましては増加傾向であり、就労を希望している障害者の活動の場は広がっておりますが、まだ障害者への理解、差別が解消していないと考えております。以上でございます。

**○5番（高松幸雄君）**

そうなんです。障害者に対する差別と無理解があるということが、やはりこの課題になっていると思うんです。

それでは、課題の解消に向けて、本市の役割が何だというふうに考えているかをお尋ねいたします。

**○保険福祉部長（小林徹男君）**

障害者の就労、雇用を広げるに当たり、障害者に対する差別、無理解を解消していくことが必要だと考えております。また、就労系サービスや海部就業・生活支援センターの利用など、積極的に周知をしていきたいと思っております。以上でございます。

**○5番（高松幸雄君）**

障害者に対する差別や無理解の解消、これがやはり課題であって、それを積極的に周知していただけるという御答弁をいただきました。

それでは次に、福祉分野と農業の分野の課題についてを考えてみたいと思います。

本市における農福連携の現状と課題は何であるかと考えますか。また、農福連携を本市はどのように考えるかをお尋ねいたします。

**○産業建設部長（山田哲司君）**

本市は、国が令和元年6月に農福連携等推進ビジョンを取りまとめたことを受け、第2次愛西市まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で、地域経済の担い手の確保、育成のための具体的な事業として農福連携の活動支援を上げております。

農福連携は、障害者の農業分野での活躍を通じて、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組であります。本市は、農福連携の現状について、知られていない、踏み出しにくい、広がっていかないといった課題があると認識しており、具体的な取組もこれからですが、まずは農業経営体と障害者就労施設等との橋渡しをする役割をしていきたいと考えております。以上です。

**○5番（高松幸雄君）**

今の農福連携の現状が大分分かってまいりました。

本当に障害者のことですがけれども、無知というか知られていない、踏み出しにくい、広がっていないという御答弁をいただきました。全くそのとおりだと思うんですが、本当にこれが課題で、障害者に対して健常者と一緒でやっていると、本当に理解ができる、そういった愛西市になっていかなければいけないんじゃないかというふうに私は思っております。

次に、障害者の農業参加についての本市の取組の現状についてをお伺いいたします。

○保険福祉部長（小林徹男君）

全国的にも農福連携が注目されていることから、社会福祉課で把握している事例や研修などを障害福祉サービス事業所に情報提供しております。以上でございます。

○5番（高松幸雄君）

やっと全国的にも農福連携が注目されはじめてきました。大体5年前ぐらいだったと思うんですけど、それぐらいからやっとそういったことが県とかに広がってきたわけですが、なかなか市のほうまではそういった落とし込みが難しいということが実情じゃないかというふうに思っておりますので、市としては、そういったところをもっと情報提供を、今答弁ありましたけど、しっかりお願いしたいというふうに思います。

それでは、次に、市内にある福祉作業所での農業と連携した事業所数は幾つありますか、お尋ねいたします。

○保険福祉部長（小林徹男君）

市内の就労系サービス事業所は7法人、14事業所ですが、その中で、市が把握している範囲ではありますが、3法人の6事業所で農業に関する作業を実施していると聞いております。以上でございます。

○5番（高松幸雄君）

就労事業所は先ほど7法人の14事業所でしたけれども、実際にそういったことを就労系サービスで把握している範囲では3法人の6事業所だという答弁をいただきました。これが多いのか少ないかというのはちょっとこれからの課題かなと思います。やはり私たちはそういったことが少しでも多くなることを期待しているんですけども。

では次に、本市の農業分野で活躍することが期待できることというのは何であるかということをお伺いいたします。

○保険福祉部長（小林徹男君）

障害者の個性や特徴は同じではなく、一人一人異なります。様々な仕事があり、本市の特徴でもある農業分野でも従事することができれば、障害者の特性に合わせた仕事の選択肢が広がることを期待しております。その結果、障害者が住み慣れた地域で暮らすことができると考えております。以上でございます。

○5番（高松幸雄君）

障害者によっても、本当に今話がありましたけど、一人一人状況が違うわけなんです。ただ、その一人一人に合った仕事を農業の中で見つけていくことができればいいんじゃないかなあというふうに私は思うわけですけども、本当にそれで障害者の方が住み慣れた地域で、愛西市でずうっと暮らしていける、そういった市になればいいなあというふうに私は思っている次第であります。

それで、次の質問なんですけれども、今後の本市の農業分野にどう影響しているのかをお尋ねいたします。

○産業建設部長（山田哲司君）

農業従事者の高齢化や人員の減少等の課題に対して、農業現場での働き手となることや生活の質の向上などといった生活環境の変化による精神的な安定への効果にもつながっていくものと考えております。以上です。

**○5番（高松幸雄君）**

農業なんですけれども、本当にそういった障害者の方にしてみれば、農業をすることによって精神的な安定の効果にもつながると私も聞いておりますので、本当に農業の従事者、農家の方が多いため、愛西市としてぜひ推進していただきたいなあというふうに考えるわけなんですけれども。ただ、それについて、やはりそういったことを思っている方がいたとしても、なかなかどうしたらいいかというのが分からないというのを私は聞いております。

そこで、次の質問なんですけれども、市内の農業者や障害者や福祉関係者から農福連携に関することを知りたいといった場合、どこの部署に相談すればいいのかをお尋ねいたします。

**○保険福祉部長（小林徹男君）**

農福連携に関する相談につきましては、社会福祉課及び産業振興課で対応をします。必要に応じて連携して支援していきます。以上でございます。

**○5番（高松幸雄君）**

社会福祉課は、まだ障害者の方は社会福祉課とかいうのは分かるんですけれども、農業のことが産業振興課というのが、なかなか農業という名前がつかないの分かりにくいということで、ぜひ今回、社会福祉課と産業振興課、しっかりと連携を取って、そういったことを進めていっていただければなというふうに思います。

続きまして、農福連携を推進していくためには、農業者と障害福祉関係者の仲介、要はマッチングなんですけれども、することは市の大きな役割であると私は考えているんですけれども、農福連携事業が実現するためには、市は何をすればいいというふうに考えておられますか、お尋ねいたします。

**○産業建設部長（山田哲司君）**

農福連携事業の実現には、農業経営体と障害者就労施設等々をつなぐ仕組みの構築が市の大きな役割と考えますが、そのためには、優良事例を踏まえた情報発信をして認知度を高め、その浸透を図ることや、JAなどとも協議をしながら相談できる窓口体制を整備していくことが必要になると考えております。以上です。

**○5番（高松幸雄君）**

そうですね。農業経営体と障害者就労施設等をつなぐ仕組みの構築、これが市の大きな役割という答弁でありました。

それで、その浸透をさせていくためには、愛西市は本当に私が思うに、JAがやっぱり鍵となるんじゃないかというふうに思っています。しっかりとJAと協議しながら、相談できる窓口、愛西市の社会福祉課、産業振興課に行けば農福連携のことは全て答えられるというような状況にあってほしいなあというふうに思います。

では、続きまして、農福連携を推進していくためには、農業と福祉の双方に関する実務的な

知識を習得して、農福連携の現場で実践する手法を具体的にアドバイスや、トラブルを解決できる農福連携技術者、農業版ジョブコーチと言うそうなんですけれども、農作業の一部を外部に委託したい農業者と農作業の受託を希望する障害者就労継続支援事業所とのマッチングを支援する農福のコーディネーターなど、人材育成も重要と私は考えておりますが、市の見解についてお尋ねいたします。

**○産業建設部長（山田哲司君）**

今後、農業経営体と障害者就労施設等とのニーズをつなぐマッチングの効率的な仕組みを構築していく上では、ジョブコーチやコーディネーターの育成、普及も大きなテーマになると考えております。以上です。

**○5番（高松幸雄君）**

今後そういうジョブコーチ、コーディネーター、こういった育成もテーマになるという答弁をいただきました。これに対しては、僕もいろいろとちょっと農福連携のことについて勉強させていただきましたけれども、やはり国と県がそういったことをやっていく、こういったことで市としてはそれを周知していく役目があるんじゃないかというふうには考えておりますけれども、それに対しての農業版ジョブコーチや農福コーディネーターを市として育成していく考えがあるかどうかだけ確認したいと思います。よろしくをお願いします。

**○産業建設部長（山田哲司君）**

現在のところ、市として育成していくことは難しいものと考えています。国・県の事業としてジョブコーチの養成、育成があり、今後関係機関とも連携し、研修等も検討していきたいと思っております。以上です。

**○5番（高松幸雄君）**

そうですね。今国からの予算をもらって、2分の1ずつで県と合わせてそういった養成講座とかを実施していることが、ちょっと調べたら分かりました。そういったことだけでも愛西市としてはしていただいて、そういう相談があったときはそういうのがあるから受けてみたらどうでしょうかという提案とかをできるといいなあとというふうに私は思います。よろしくをお願いします。

それで、今は市では難しいと、僕も調べたら、やっぱり市としての役割はコーディネーターとかのジョブコーチの育成というところではないなというのは感じました。

では、福祉作業所と農業者の調整や紹介はどのようにやれるのかをお尋ねいたします。

**○産業建設部長（山田哲司君）**

J Aあいち中央会が2019年に相談窓口を設置し、コーディネーターの配置がされ、調整や紹介を進めていると聞いております。以上です。

**○5番（高松幸雄君）**

やはりJ Aですね。あいち中央会がまだ本当に2019年に窓口を設置したばかりということで、本当にこれからじゃないかというふうに思っております。

その窓口にはちゃんとコーディネーターも配置されているという答弁が今ありましたので、

そこにまずは相談していただいて、愛西市でそういう農福連携等を進めていくには、そのマッチング、そこから入っていけばいいんじゃないかというふうに考えております。

では、農福連携についての本市の役割は何だというふうに考えていますか、お尋ねします。

**○産業建設部長（山田哲司君）**

農業者側と福祉事業者側の双方に対して、それぞれの不安の解消をすることで、就労者側と農業者側の双方の理解が得られるようにすることが必要であり、両者のできないことをサポートすることが将来的に市がやるべき役割だと考えております。以上です。

**○5番（高松幸雄君）**

先ほどJAあいち中央会のほうで、そういったコーディネーターを持ってやれるということとは分かりましたけれども、やはりそこから先は逆に市の役割じゃないかと思えます。ですので、本当に農業の方と福祉の事業者の方、双方で両者のできないことをそれぞれサポートしていくこと、これは本当に愛西市としてこれからやるべき役割じゃないかというふうに私も考えていますので、ぜひよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それでは次、続きまして、今回の農福連携に取り組む段階での国の補助金、そういったものがあるのかどうかということをお尋ねしたいと思えます。

**○産業建設部長（山田哲司君）**

国の補助として、農業法人、社会福祉法人、民間企業等に対して、障害者や生活困窮等の農業に関する技術習得や作業工程のマニュアル化等の作成の支援、障害者の雇用、就労に配慮した農業用施設及び附帯施設の整備、全国的な展開に向けたプロモーション等の支援などがあります。以上でございます。

**○5番（高松幸雄君）**

国としての補助、これも障害者、生活困窮者に関して技術の習得や工程マニュアル等の作成とか、障害者用の雇用、就労に配慮した農業用施設及び附帯の整備、それから全国的な展開に向けたプロモーションという補助金があるということが分かりました。

これはほとんど市ではできないことかもしれません。確認のため、お伺ひいたします。

国の補助金事業を活用して、本市でできることはありますか、お尋ねをいたします。

**○産業建設部長（山田哲司君）**

市として今現在活用できる補助はございませんが、事業者側に対して国の補助事業の情報を提供していくことはできます。以上です。

**○5番（高松幸雄君）**

分かりました。

やはりそれを知っているか知っていないかということで大分違うと思えます。せっかく愛西市の窓口相談に来たのに、そういった補助金があるということを知らなくて事業を進めるのか、それを分かっているそれを周知させていくとか、これは非常に重要なことだと思いますので、ぜひ相談した方には、これが使えるよといったことをしっかりとアドバイスしていただきたいというふうに私は考えております。

それでは、本市は農業と福祉の連携については、将来的にですけれども、どのような形で関わっていくとお考えですか、お尋ねをいたします。

#### ○産業建設部長（山田哲司君）

障害者の農業分野での活躍を通じて農業振興や障害者の自立などを図るため、農福連携の活動をしっかり支援していきたいと考えております。以上です。

#### ○5番（高松幸雄君）

ありがとうございました。

そうですね。今のしっかりとした支援というのを私はお願いしたいなというふうに思っています。

農福連携に関しては、なかなか事例もないんですけれども、たまたまちよっと私がいろいろと調べていましたら、愛知県に1個だけ事例がありまして、それが愛知県の豊明市にそういった事例がありましたので、障害者雇用の事例ということで、農福連携とはちょっと離れるかもしれないけど、官民の連携の中に農業が入っていたという事例なんですけれども、それをちょっと紹介をさせていただきたいと思います。

豊明市では昨年、障害者雇用を目的とした民間運営の農園を誘致。これは、障害者雇用を法的に義務づけられているものの、適した職場を提供できない企業と障害者を農園就労でマッチングするものであります。自治体としては全国初になるということです。誘致の経緯や反響について、同市の市長と担当課長に話を聞いたという内容であります。

その中に、なぜ障害者雇用を目的とした農園を誘致したのですかという内容なんですけど、当市は社会福祉法人やNPO法人の協力の下、就労訓練や働く場を提供しておりますが、生活できるほどの給料の雇用ではないため、障害者の経済的自立につながっているわけではありません。どの自治体関係者も障害者の自立を強く願っております。ただ、そのためには企業雇用が必要なのであります。

そんな中、平成27年12月の市議会で、千葉県に多くの障害者が一般就労で働く農園があるとの報告があったので、早速視察に行ったそうです。農園を運営する企業から話を聞いて、障害者の法定雇用率、今は企業は必ず1名、中小企業で50名だったかちょっとはつきりは覚えていませんけど、1名を雇用しなければいけないという法律があるわけなんですけれども、それを達成したい企業と障害者の就労ニーズを見事にマッチングさせる事例、事業だと理解したそうであります。障害者に対し、事前にしっかり農業研修をしているのも評価されました。そして、何より生き生きと働く皆さんの姿が印象的でしたということです。

同社に当市にも同じ農園をぜひつくってほしいをお願いをして、市役所内に誘致のためのプロジェクトチームを発足したそうです。平成28年11月に約3,000坪の農園がオープンして、現在はほぼ定員の60人の障害者が農園を利用する企業に所属し就労、同社の働きかけで雇用先である企業は市内外から広く広まったそうです。企業に勤められるようになって本当にありがたい。ようやく私たち親も安心できるなど、障害者の親御さんからも喜びの声が多数、この農園誘致が地域の障害者雇用の受皿となり、そして自立へとつながる。当市のほか全国の自治体の

課題を解決する一つの大きな方法だと考えますという内容でありました。

何かすごく愛西市にマッチングするんじゃないかと思ひまして、ちょっと紹介させていただいたわけなんです。

農福連携の話をしていただいたわけで、少し今の内容は違うかもしれませんが、ある意味では、障害者の雇用の一環として参考になるんじゃないでしょうか。

そこで、最後になりますけれども、道の駅立田ふれあいの里に計画がある体験農園で、障害者雇用は考えられないのかということについてお尋ねをしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

#### ○産業建設部長（山田哲司君）

現在、道の駅整備計画作成の中ではありますが、様々な施設内での考え方など、いろいろな方と情報交換して、思いやりのある取組ができていけたらと考えております。以上です。

#### ○5番（高松幸雄君）

これから進んでいく道の駅の整備事業であります。体験農園が来るということも聞いております。この中で、市として行政が障害者雇用するということは本当に話題性があるし、障害者の方に優しい、本当に思いやりのある、今言われましたけれども、思いやりのある取組だというふうに考えています。ぜひそこを進めていただけたらありがたいなあというふうに考えております。

今回は、農福連携についてに様々な角度から質問をさせていただきました。愛西市にはまだ1,893戸の農家の方がいることが特徴だというふうに思ひます。農福連携のことをしっかりと周知していただくことをまず要望いたします。そして、農福連携を推進して、全国から農福連携の視察に来るような市になることを期待しております。

また、道の駅の整備計画の作成の中に、先ほどありましたが、思いやりのある取組ができたという答弁をいただきました。愛西市は健常者も障害者の方にも優しい、そういった思いやりのあるまちづくりを、将来日本一住み心地のいい幸せなまちに発展することを期待いたしまして、私の質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

#### ○議長（島田 浩君）

5番議員の質問を終わります。

ここで休憩を取らせていただきます。再開を11時5分といたします。

午前10時55分 休憩

午前11時05分 再開

#### ○議長（島田 浩君）

休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に、質問順位3番の3番・佐藤信男議員の質問を許します。

佐藤信男議員。

#### ○3番（佐藤信男君）

議長のお許しをいただきましたので、通告に従ひ質問をさせていただきます。

私からは大きく2点について質問をさせていただきます。

大項目1点目は、新型コロナウイルス感染症とごみ処理について、大項目2点目は、企業誘致と工業団地についてであります。

さきに大項目1点目の新型コロナウイルス感染症とごみ処理についてお尋ねいたします。

日本では、古くから何でも直して使ったり、再利用したりするリサイクル社会でした。しかし、技術がどんどん発達し、便利な時代になった分、耐久消費財の頻繁な買換え、過剰包装、使い捨て商品の増加、生活雑貨などが安価に入手可能となり、物を大切にしなくなってきました。

また、食べられるのに廃棄される食品の食品ロスも増えています。こういった理由で家庭から排出されたごみなどは、焼却炉でごみを燃やした際に、温室効果ガスである二酸化炭素が発生することによって地球温暖化が進んでしまいます。地球温暖化が進むと、人間でなく動植物にも大きな悪影響を及ぼします。

また、それ以外に家庭から排出される粗大ごみや不燃ごみは、素材にもよりますが、粉々にした後、鉄やアルミなどが回収されます。回収した後、残ったものは不燃破碎残渣となります。

また、ごみが燃えた後に燃え残った灰と、発生した排ガスが冷えたときに発生する灰は、焼却残渣となります。これらの残渣は最終処分場へ埋め立てられますが、その最終処分場にも限りがあります。このままのペースでごみを破棄し続けると、近い将来にはごみを埋め立てる場所がなくなってしまうということです。

その他には、ポイ捨てやごみの不法投棄によって山や海などの環境も破壊されてしまいます。

実際に日本の川に不法投棄されたものが外国の海岸へ流れ着くといった事例も報告されています。海洋ごみ問題が深刻化しており、2050年には魚より海洋ごみの量が多くなると言われています。

最近ではメディアなどでも取り上げることが多いSDGs、世界の国々が2030年までに達成すべき17の目標として、2015年9月に国連サミットで採択された持続可能な開発目標であります。その中の14番目の項目に上げられるのが海の豊かさを守ろうであります。海洋ごみにも様々な種類がありますが、最も問題とされているのがプラスチックごみであります。

海洋ごみの半分以上を占めるプラスチックごみは、その素材の性質上、滞留期間が長く、中には400年以上海の中を漂うものもあると言われております。

ごみの発生原因は、投棄、ポイ捨て系と漏えい系の2つに大別されることが分かっていますが、海洋ごみは一体どこから来るのか、その大半は私たちが暮らすまちからだそうです。まちで捨てられたごみが水路や川に流れ出し、やがて海へたどり着く。その量は、海洋ごみの七、八割だそうです。ごみ問題のスケールの大きさ、深刻さを少し説明させていただきました。

では、ごみ問題に対してどんな対応をしているのか。社会の物質循環の確保や天然資源の消費の抑制、環境負荷の低減などを示した循環型社会形成推進基本法、廃棄物の適正処理などを示した廃棄物処理法、再生利用の推進などを示した資源有効利用促進法、そのほかにも個別物件の特性に応じた容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、食品リサイクル法、小型家電リ

サイクル法など多くの規制があります。

ごみ問題は多岐にわたり、どこからどこまでがごみ問題なのか分からない部分がありますが、順次質問をさせていただきます。

少し前ですが、環境問題やごみの減量化によるレジ袋が有料化になりました。

逆に、新型コロナウイルス感染症の影響で外食が減り、巣籠もり生活によるテイクアウトや家族での食事や家族での食事が増加したとの報道がマスコミ等ではありますが、家庭から排出されたプラスチックごみ、可燃ごみ、粗大ごみ、不燃ごみなどの排出量の最近の増減はどうか、お伺いいたします。また、その内訳で、どういった種類のごみですか、どれぐらいの増減ですか、お伺いします。

次に、大項目2つ目の企業誘致と工業団地についてお尋ねいたします。

日本では少子高齢化が叫ばれて久しく、多くの自治体で人口の減少が続いています。人口減少は、自治体の経済力低下につながり、それが原因となってさらに多くの人々が都市へと流出していく悪循環が生まれています。これを食い止めるための取組として、政府は各地域がそれぞれの特徴を生かした自律的で持続的な社会を創生できるよう、まち・ひと・しごと創生法を制定しました。現在は令和2年度を初年度とする第2期総合戦略がスタートしています。

それに加え、近年世界的な注目を集めているのが持続可能な開発目標、SDGsの推進を通じたシティプロモーションです。持続可能なまちづくりを進めることで、地域の魅力を高め、訪問者や定住者を増やすための取組が始まっています。

政府が公表しているSDGsアクションプラン2020では、3つの柱の一つとしてSDGsを原動力とした地方創生、強靱かつ環境に優しい魅力的なまちづくりが掲げられています。また、昨年12月にはSDGs推進本部よりSDGsアクションプラン2021が発表されました。そのアクションプラン2021では、8つの優先課題があり、成長市場の創出、地域活性化、質の高いインフラの整備、循環型社会の構築、海洋等の保全などを上げております。

地域の大きな課題は、地域経済の活性化を図ることが最重要課題となっています。地域が稼ぐ力を備えていくには、地域資源を最大限に引き出し、活用することで地域の既存産業の付加価値の向上とともに、地域の新事業創出が連続、継続して行われていくような体制を目指すことでしょう。

なかなか困難な目標かもしれませんが、地域はこれまで以上にいかにして自ら稼ぐかを重視すべきかであり、そのためには経済環境を豊かにすることで地域づくりを進め、内外の人材を誘引する環境を整えていく必要があります、地域産業の育成、振興を図ることも重要となってくるでしょう。

地方創生の一環として、有効な手法の一つに企業誘致があります。地方都市への移転に前向きな企業が増えていることに加え、自治体が優遇制度を用意して、企業誘致を行うことも多く、企業誘致が実現するケースが増えてきました。自治体にとっても、住民にとってもメリットが多いため、企業誘致を前向きに検討しているところがたくさん出てきております。

新しい企業が移転してくることで、地元の労働者は就職先の選択肢が増えます。企業を誘致

することにより、地元での新規雇用創出効果が期待できます。地元住民を新しく社員として採用する動きを見せる企業があるほか、清掃をはじめとするパート、アルバイトという形での雇用創出も期待できるでしょう。企業の移転や新拠点設立の際には、オフィスや工場といった施設への投資が生まれます。周辺事業の発達などにより、地域の活性化につながります。

それでは、愛西市の企業と企業誘致の現状についてお尋ねいたします。

工業団地にできた工場と弥富インター周辺の工場との建物ができるまでの手続の違いは、またどのようにして工場ができたのか説明をお願いいたします。

以上を総括質問とさせていただきます。御答弁をよろしくお願いいたします。

#### ○市民協働部長（渡辺弘康君）

私からはまず家庭から排出されるごみの量、令和元年度と令和2年度の比較についてでございますが、令和3年6月5日元年度は1万3,094トン、令和2年度は1万3,436トンで、342トンの増となっています。

次に、増減のごみの種類と量についてでございますが、プラスチックごみは29トンの増、可燃ごみは55トンの増、粗大ごみは165トンの増、不燃ごみは93トンの増となっております。以上です。

#### ○産業建設部長（山田哲司君）

企業誘致案件で御答弁をさせていただきます。

南河田工業団地にある工場は、市が地区計画を定め、企業庁が必要な手続をし、造成した土地に建設されたものです。これに対して、弥富インター周辺にある工場はそれぞれの企業が都市計画法や農地法などの許可を個別に取り、自ら造成した土地に建設されたものです。以上です。

#### ○3番（佐藤信男君）

それぞれ御答弁いただきありがとうございます。

それでは、新型コロナウイルス感染症とごみ処理についてから再質問をさせていただきます。では最初に、収集運搬についてお尋ねいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響で、ごみの取扱いや収集運搬には注意が必要ではないかと考えますが、ごみの取扱いや収集運搬に対する感染症対策はどのように実施しているのかお伺いいたします。

#### ○市民協働部長（渡辺弘康君）

感染対策としまして、市民に対しては広報とホームページに掲載して周知をいたしました。

また、収集運搬業者へは環境省による注意事項が書かれたチラシと廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインをお渡しし、注意喚起を行っております。以上です。

#### ○3番（佐藤信男君）

御答弁ありがとうございます。

感染症対策には細心の注意が必要かと思いますので、指導のほうよろしくお願いいたします。では、次に循環型社会の推進に関する取組の質問をさせていただきます。

循環型社会とは、有限である資源を効率的に利用するとともに、再生産を行って持続可能な形で循環させながら利用していく社会のことをいいます。リデュース、リユース、リサイクル、この頭文字Rを取って3Rといえます。

最近では、たくさんのごみの中から、たくさんリサイクルするよりも、リデュース、ごみを減らす、リユース、繰り返し使うという取組が大切になってきており、最優先されています。

また、基本となる3Rに「断る」「直す」を含めた5Rを目指したライフスタイルを啓発し、ごみ減量化を推進することをいうそうです。

そこで、お尋ねいたします。

ペットボトルやトレイなどのプラごみの種類と、どこで処理されているのかについてお伺いいたします。

**○市民協働部長（渡辺弘康君）**

ごみの量について、令和元年度と令和2年度との年度比較になりますが、ペットボトルは47トンから48トンで1トンの差、トレイは2トンで増減はございませんでした。

処理している場所につきましては、飛島村にある株式会社CPR第2工場でリサイクルを行っております。以上です。

**○3番（佐藤信男君）**

御答弁ありがとうございます。

次に、粗大ごみの扱いについてお尋ねいたします。

高齢化率がどんどん高くなってきている本市においては、ごみ集積所までごみを持っていけない方が増加し、特に独り暮らしで集積所が自宅から遠く離れている方にとっては、粗大ごみの運搬は危険を伴い、大変不自由を感じておられました。そのような方に対して粗大ごみの戸別回収を実施することになりました。実施してからの実績と、その成果についてお伺いいたします。

**○市民協働部長（渡辺弘康君）**

実績につきましては、令和元年度は792世帯、1,733品目、令和2年度は727世帯、1,585品目となっています。

成果としましては、ごみステーションまで持っていかなくてよいので助かるとのお声をいただいております。以上です。

**○3番（佐藤信男君）**

御答弁ありがとうございます。

次に、外国人の方の対応についてお尋ねいたします。

市内に住んでみえる外国人の方が多くなってきましたが、生活習慣の違いや言葉の違いなどから、ごみの分別、排出のトラブルを抑制するごみ分別促進アプリが導入されましたが、その実績と成果についてお伺いいたします。

**○市民協働部長（渡辺弘康君）**

実績と成果ですが、令和3年3月末現在、2,973人の登録がございます。

うち外国語登録者は52人の登録となっています。以上です。

○3番（佐藤信男君）

ありがとうございます。

それでは、少し写真のほうを見ていただきます。

ごみの集積所はいろんなところに設置がされております。

道路脇とか住宅街の一角、それから交差点の角、それからこういったところの集積所、それから河川敷の余ったところ、これも道路の一角になっております。これは水路の上に造った集積所であります。これはアパートの一角にある集積所です。こちら公園の一角に造った集積所、こちらのほうは駐車場の一角に造った集積所、こちらのほうは河川の余った脇に造られた集積所。

それでは、質問のほうに戻らせていただきます。

市内に数多くのごみステーションがありますが、現在衛生委員は何名いるのか、お伺いいたします。

○市民協働部長（渡辺弘康君）

衛生委員につきましては、愛西市全体で567名となっています。以上です。

○3番（佐藤信男君）

御答弁ありがとうございます。

衛生委員の仕事の内容はどんなことですか。また、その仕事内容を理解していただくためにどのような方法で周知しているのか、お伺いいたします。

○市民協働部長（渡辺弘康君）

まず委員さんをお願いしている業務についてでございますが、ごみ集積所の清掃と出し方の指導及び新規転入の方への集積場所の位置を指示していただいております。

周知につきましては、年度初めに総代へ説明をしております。以上です。

○3番（佐藤信男君）

御答弁ありがとうございます。

総代さんは地区により1年で交代するところもあり、衛生委員も全く面識がない人に引き継がれることもあります。ですから、どこのごみステーションを管理するのか理解できない衛生委員や、他地区と隣接したごみステーションもあり、対応に苦慮している方がお見えだそうです。そういった現状を市として把握しているのか、お伺いいたします。

○市民協働部長（渡辺弘康君）

ごみステーションは地域で管理をしていただいている中で、地域や場所によって状況が異なり、引継ぎがうまくいかず管理に苦慮している場所もあると聞いております。

分かりやすい説明や資料の提供をすることにより、地域でスムーズな衛生業務を行うことができるように進めてまいります。以上です。

○3番（佐藤信男君）

御答弁ありがとうございます。

それでは、大項目2つ目の企業誘致と工業団地について再質問をさせていただきます。

最初に、南河田工業団地のことについてお尋ねいたします。

工業団地の造成や造成後の企業誘致に関し、市と企業庁の役割分担はどのようになっているのかお伺いいたします。

**○産業建設部長（山田哲司君）**

市街化調整区域での大規模な開発行為である工業団地の造成に当たっては、市が地権者を取りまとめ、企業庁が開発行為に必要な手続をし、造成工事に着手します。

また、市は工業団地へ誘致した企業がスムーズに操業を開始できるよう、必要に応じた関係機関への取次ぎや連絡調整等を適切に行っております。以上です。

**○3番（佐藤信男君）**

御答弁ありがとうございます。

南河田工業団地造成後の企業誘致を有利に進めるためにどんな活動をしてきたのか、お伺いいたします。

**○産業建設部長（山田哲司君）**

市では、愛知県産業立地推進協議会が主催する産業立地セミナーに毎年参加して、積極的に企業ニーズの情報収集を行うとともに、愛知県企業庁が行う企業訪問にも同行し、企業に対して愛西市の全国からの交通アクセスのよさや、名古屋の都心部にも近い地理的な優位性を紹介するなど、PR活動を行ってまいりました。以上です。

**○3番（佐藤信男君）**

御答弁ありがとうございます。

では、これまでの南河田工業団地における企業誘致活動を通して、ノウハウとして得られたものはあるのか、お伺いいたします。

**○産業建設部長（山田哲司君）**

本市としては、現在も様々な企業から完売となった南河田工業団地への立地に関する問合せや、市内での工場適地についての有無の紹介などがあり、こうした機会にも、これまで工業団地で企業に行ってきた活動を通じて得ることができた企業目線での接客術や丁寧な対応、情報提供を心がけることができっております。以上です。

**○3番（佐藤信男君）**

御答弁ありがとうございます。

引き続き、南河田工業団地のことをお尋ねいたします。

5区画全てに企業が立地したとのことですが、どのような企業が立地し、新たな雇用はどれだけ生まれるのか、見込みをお伺いいたします。

**○産業建設部長（山田哲司君）**

南河田工業団地では、テナント企業へ貸す目的で物流倉庫を建てる企業が4区画に立地し、1区画に製造業の企業が立地しました。

テナント企業の中には既に操業を開始した企業もあり、今後も多くの企業が相次いで操業す

る予定です。

また、企業への聞き取り結果から、今後全体で500人を超える規模で新たな雇用が生まれるものと期待をしております。以上です。

**○3番（佐藤信男君）**

御答弁ありがとうございます。

市は、南河田工業団地に物流倉庫を建てる企業が多く立地した要因についてどのように考えているのか、お伺いいたします。

また、市は今後、弥富インター周辺において工業団地の開発検討を進めていくとのことですが、工業団地開発が実現した場合、どのような企業の立地を想定しているのか、併せてお伺いいたします。

**○産業建設部長（山田哲司君）**

愛西市は国内随一の国際貿易港の名古屋港に近く、名古屋都市部へは東名阪自動車道を経由して30分と交通アクセスに優れることから、南河田工業団地におきましても、地理的な優位性をチョイスする物流系企業の土地需要が高まったものと考えております。

また、今後進めていく弥富インター周辺での工業団地の開発検討に関しましても、その地理的な交通利便性の高さからは、やはり物流系企業の土地利用が高まるものではないかと予想はしております。以上です。

**○3番（佐藤信男君）**

御答弁ありがとうございます。

南河田工業団地に立地した企業と、弥富インター周辺の企業に対する愛西市企業立地促進条例の奨励措置の適用はどのようになっているのか、お伺いいたします。

**○産業建設部長（山田哲司君）**

条例が定める奨励措置の対象となるのは、市が地区計画を定めた区域で開発された工業用地において事業所を設置し、自らが操業している企業となります。

本市が地区計画を定めているのは、現時点で南河田工業団地しかありませんが、工業団地では今のところ自らが操業している企業がないため、奨励措置が適用された実績はありません。

また、地区計画を定めた区域のない弥富インター周辺に立地している企業は、奨励措置の対象にはなりません。以上です。

**○3番（佐藤信男君）**

御答弁ありがとうございます。

次に、弥富インター周辺の企業の税収はどれくらいあるのか。また、南河田工業団地に立地した企業からの税収をどれくらい見込んでいるのか、お伺いいたします。

**○総務部長（近藤幸敏君）**

こちらにつきましては、私のほうから御答弁させていただきます。

令和3年度の固定資産税についてでございますが、まず弥富インター周辺の企業として、国道155号線沿いの主な大型倉庫等の企業につきましては、土地が4法人で約2,000万円、家屋が

4法人で約9,000万円、償却資産が4法人で約1,600万円、合計で約1億2,600万円となります。参考までに従前の地目で試算いたしますと、約16万円でございます。

また、南河田工業団地につきましては、令和3年1月1日の賦課期日の時点で、土地が4法人で約1,500万円、家屋が2法人で約8,500万円、償却資産が2法人で約3,000万円、合計で約1億3,000万円となります。

こちら参考までに立地前の地目で試算いたしますと、約10万円でございます。

なお、今後の見込みにつきましては、土地が残り1法人、家屋が残り3法人で、土地につきましては約160万円ほどを見込んでおりますが、家屋に係る税額は実際に評価をしておらず、また償却につきましても申告による課税であることから、現時点では算出できない状況でございます。以上でございます。

### ○3番（佐藤信男君）

御答弁ありがとうございます。

それでは、少し写真のほうを見ていただきます。

こちらのほうは南河田工場団地の工場の様子であります。かなり大きな工場となっております。こちらのほうもまだ建設中です。こちらのほうもまだ工事を進めたところですよ。こちらのほうは、弥富インター周辺の県道沿いの工場であります。

こちらのほうは、弥富インター周辺の国道沿いの工場になります。現場のほうへ出向きますと、想像以上に工場が進出しているのが分かりました。

こちらのほうは、弥富インター周辺の農業地域です。開発余地はまだ多くありそうです。それでは、質問のほうに戻させていただきます。

弥富インター周辺での工業団地の開発検討について、今後どのように進めていくお考えなのかお伺いいたします。

### ○産業建設部長（山田哲司君）

今後工業団地の開発検討を進めていくためには、地区計画を策定し、都市計画決定する必要がありますので、内容を検討するために必要となる資料の作成を委託する経費として、補正予算案を提出しております。

また、今後は工業団地を開発することにより、将来改変することが必要となる周辺の施設管理者との調整や、土地利用規制の解除に係る関係機関との協議を進めていくことを考えております。以上です。

### ○3番（佐藤信男君）

御答弁ありがとうございます。

最後に、市長にお尋ねいたします。

弥富インター周辺での工業団地の開発検討については、開発の実現が本市の将来の発展に大きな影響を及ぼすことから、今後も市の積極的な産業施策として重点的に取り組むべき事業であると考えております。ただし、今後進めていく工業団地開発の検討には、進出した企業の操業環境の維持向上につなげる工夫や、大勢の市民の雇用の安定に必要な施策についても併

せて考えていく必要もあろうかと考えます。

このように、企業誘致は考えられる様々な工夫や施策と総合的に組み合わせて取り組んでいくことが大切だと考えますが、市長の考えをお伺いいたします。

#### ○市長（日永貴章君）

それでは、私から御答弁をさせていただきます。

企業誘致施策につきましては、現在、南河田の企業誘致につきましては全ての区画が順調に企業の皆様方に進出していただけるということでございます。始めた当初は本当に企業誘致が進められるのかどうか、皆様方大変心配をしてみえた方も多と思いますし、成功しないのではないかという御意見等も私自身もいただきましたが、県当局をはじめ地権者の方々、そして周辺住民の皆様方の御理解と御協力により、何とか区画全て企業が進出していただけるということで大変ありがたく思っております。

この間、様々な課題等もありましたし、市として初めて進めてきた施策ということで想定外の事態も多々あったわけでございますし、まだまだ周辺対策もしっかりと行いながら、進出した企業の皆様方、そして就労していただける市民の方々や多くの方々にとって安全で安心な企業活動や働く場が提供されるよう、今後も我々としては努力をしていかなければならないというふうに思っております。

愛西市といたしましては、本当に財政的にも非常に脆弱でございますし、将来にわたって強固な財政基盤を確立し、持続可能な財政運営を推進していくためには、企業誘致は今後も施策として進めていかなければならないというふうに考えております。今後につきましても、地理的な交通利便性の高さを生かした産業の集積を目指す戦略的な企業誘致施策に取り組むことで、地域経済の発展はもとより、市民の方々の雇用機会のさらなる創出の受皿等をつくっていきたいと思っております。

工業団地の造成整備に伴う企業誘致施策につきましては、地域における大きな雇用の創出に効果があり、かつ経済効果も高いと考えておりますけれども、造成事業というハード面だけの施策では安定した市民生活のための雇用を守っていくことにはならないと思っております。このためには、本6月議会でも提案をさせていただいております市民のためのソフト対策といたしまして、市民の雇用機会を生み出す企業への奨励措置を新たに導入する議案を提案させていただいております。

奨励措置を受けたそれぞれの企業には、それぞれの企業で働く大勢の市民の働きやすい環境を整えることや、人材育成などに奨励金を充ててもらうことで、市民の雇用の維持の一助にさせていただきたいと考えております。安定した市民生活の実現に欠かせない雇用の維持が進めば、個人消費の増加や地域経済の活性化にもつながり、行く行くは市政の発展や市民サービスの充実にも反映ができるのではないかと考えております。

市民サービスの充実につきましては、僅かな期間で目に見えて現れてくるわけではございませんが、雇用維持が将来にわたることで、今よりも市民サービスが行き届くようになり、市民一人一人の豊かで安心できる暮らしに寄与するものだと考えております。こうした波及効果の

蓄積が、将来的には本市の目指す企業誘致を通じたシティプロモーションに大きな影響を与えていくものだというふうに考えておりますが、我々としてはまだ決定をしたわけではございませんので、市としてやるべきことをしっかりと行いながら、県、企業庁と連絡を密にして、何とか次の第2の企業誘致ができれば無事に順調に進むよう努力をしていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○3番（佐藤信男君）

御答弁ありがとうございます。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（島田 浩君）

ここで3番議員の質問を終わります。

ここでお昼の休憩を取らせていただきます。再開を12時45分といたします。

午前11時45分 休憩

午後0時45分 再開

○議長（島田 浩君）

お昼の休憩を解きまして会議を再開いたします。

質問順位4番の6番・吉川三津子議員の質問を許します。

吉川議員。

○6番（吉川三津子君）

本日は通告どおり、大きく3点についてお伺いをいたします。

コロナ禍であるということによって不安もあり、市民の皆さんからたくさんの課題をいただいているので、質問時間をいつも以上に欲しいのですが、愛西市議会は40分に時間制限をしております。説明不足で市民の方には分かりにくいかもしれませんが、お許しをいただきたいと思います。

では、まず最初にGIGAスクール、ICT教育についてお伺いをしたいと思います。

コロナ感染により、先進国の中で日本がいかにかIT化が遅れているか明らかになりました。

また、昨年の学校休校のとき、私立学校ではオンライン教育を自宅で受講できる環境が整っており、私立学校と公立学校の教育格差が起きていることを議会でも指摘させていただきました。しかし、今では取組が進んでいる自治体とそうでない自治体での自治体格差が教育において生まれてきています。そしてさらに、愛西市内でも学校間で格差が生じてきているのではないのでしょうか。

そこでお尋ねいたします。

1人1台のタブレットがそろいましたが、現在の授業で活用状況はどうなっているのでしょうか、お伺いをいたします。

2つ目の質問です。

生活困窮者自立支援についてです。

生活困窮者支援とは、生活保護にならないための支援で、今年度から愛西市では社会福祉協議会に委託をしています。私はコロナ禍で生活困窮者が増えることから、十分な相談体制がで

きているかを確認するため調査を始めました。ところが、この相談体制を確認する以前に契約が不適切であり、これでは業務委託内容が曖昧で、年度末に約束どおりの仕事ができただけか否かの検証もできないことを見つけてしまいました。

皆さんには資料の配付がしてあります。こちらの左側、これが市と社会福祉協議会の契約書の表紙です。1,126万3,000円の契約です。そして、こちらの右側が、契約書についている業務仕様書とあって、この契約した事業をどのように進めるのか、本来なら具体的に示すものがたった1枚の仕様書になっている、そんな現実を見つけてしまいました。

今まで福祉に関する仕様書も数々勉強してきましたが、1,000万円を超す委託事業で、たった1枚の仕様書を見たのは初めてです。それも相談員の人数、そして赤枠のところですけども、業務内容欄も何々に関する事としてあるだけで、具体的な内容が何も書かれておらず、私は丸投げ状態だと感じました。

昭和58年、社会福祉事業法改正により、社会福祉協議会が社会福祉法人となり、法人化が明記され、民間団体としての確固たる位置づけがされました。社会福祉協議会は市の下部組織ではなく、独立した一つの社会福祉法人です。業務委託とは、市が直接社会福祉協議会の職員に命令することができない、直接市の職員が社会福祉協議会の職員に仕事の指図等ができないのが業務委託であります。そういった面から、業務委託においては仕事の範囲等を、やり方等そういったものをしっかりと明記していくことが重要になります。

市は、社会福祉協議会とこんな簡単な仕様書でいつも仕事を委託しているのか、ほかの事業でもこのようにたった1枚のぺらぺらの簡素な委託をしているのか、まずは確認をさせていただきたいと思います。

3つ目の質問です。

高齢化が進み、若い世代の共働きが増える中、地域自治にはいろいろ課題がありますが、最初に加入者が減る自治会の問題についてお伺いをいたします。

最近、自治会存続に関する相談をよくいただきます。若い世帯に加入してもらえないとか、役員の順番が回ってきたらとても務まらないから、高齢者だけの世帯の方が自治会を脱会したいと申し出てきているんだと、そんな相談が私のところに複数寄せられてきております。

そこで、お伺いをいたします。

こうした現状を市は把握しているのか。また、広報の配布は役員の方にとって大きな負担となっています。高齢者世帯や共働き世帯には、特に負担が大きい役割です。広報を民間企業やシルバー人材センターに委託し、戸別配布にして仕事のスリム化をすべきです。以前にもこの問題は議会で質問がされたと思いますが、広報配布の委託について検討は進んでいるのか、お伺いをいたしたいと思います。

以上、総括質問を終わります。

#### ○教育部長（三輪進一郎君）

授業でのICT機器の活用状況はということでございますが、学習用端末の基本的な機能でございまして写真の撮影、インターネットなどでの検索などを取り入れた授業や共同学習ソフト

を使用するなど、積極的にICT機器を活用した様々な内容となっております。以上でございます。

#### ○保険福祉部長（小林徹男君）

2点目の生活困窮者支援の事業の関係でございます。

生活困窮者支援事業につきましては、生活困窮者自立支援法により、国が規定した事業を仕様書に記載しておりますので、業務内容としましては、法にのっとりたものでございます。そのため仕様書として適切であると考えております。

また、事業の詳細に関しましては、国から示されております自治体事務マニュアルに従い、事業実施しているところでございます。

他の社会福祉協議会の業務につきましても、必要に応じた仕様書になっております。以上でございます。

#### ○市民協働部長（渡辺弘康君）

私からは、まず若い世代が加入しない、順番が回ってくる役員が引き受けられないと脱会する高齢者世帯が増えていると。市はこの現状について把握しているかの御質問についてでございますが、自治会加入に関しての問合せはございます。自治会費が負担できない、自治会のメリットが見えない、面倒に巻き込まれたくない、順番で役員が任される、高齢で自治会活動に参加できないなど、様々な理由により自治会の脱会を考えられる方がいることは把握をしております。一方、高齢者世帯等から何らかの理由がある場合は、役員を免除するなどの対応をされている自治会もあるようでございます。

次に、広報配布の負担軽減について、民間企業やシルバー人材センターに委託し、個別配布に関する検討は進んでいるかの御質問でございますが、市では広報配布が負担になっているとの意見は直接いただいておりませんが、広報配布に限らず、地域の方がお困りであるということであれば検討する必要があると考えております。広報配布等の配布につきましては、地域の声を聞き、負担などの把握に努めてまいります。その上で委託について必要があれば、検討してまいりたいと考えています。以上です。

#### ○6番（吉川三津子君）

それでは、順次質問をさせていただきます。

最初にGIGAスクールの関係でございます。

先ほどから写真とか検索等に利用しているということでございますが、私、子供たちに聞きました。いろんな学校の子供たちに聞きました。そうすると、ぱぱっと先生がデータを自分のiPadに送ってくるとか、自分がiPadに書いたことが電子黒板にぱぱっと載るとか、そんな学校もあれば、まだ使っていないという学校もあれば、本当に千差万別だということを感じております。

これは先生の習得度で格差が今出てきているわけですが、今後どうするのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

#### ○教育部長（三輪進一郎君）

教員による格差の関係でございますが、市内小・中学校のICT機器活用に見識のある教員で部会を組織しております。他校との情報共有、自校での事例収集や紹介、ICTの活用が得意でない教諭へのサポートを担うことを目的としております。この部会が機能することで、教員や各校での格差を小さくすると考えております。

ほかにもICT支援員によるサポートや、都合のつく時間でのオンライン研修など、各自が研さんする方法も準備しております。以上でございます。

**○6番（吉川三津子君）**

それでは、今このiPadを自宅に持ち帰っているのか、その点についてはどうなっていますか。

**○教育部長（三輪進一郎君）**

現在では、学習端末を自宅へ持ち帰ってはおりませんが、一部の学校におきましては、オンライン学習を想定し、家庭に持ち帰ってできるよう検討を進めております。

各家庭での使用には様々な課題がありますが、早い時期から試行的に取り組むことで、問題解決につなげたいと考えております。以上でございます。

**○6番（吉川三津子君）**

今、答弁で、先生の周知等で差があって、学校の取組状況がまちまちだよということが分かりました。iPadの持ち帰りについても準備をしつつあるところ、まだ全くそこまでは行き届いていないところがあるということでもあります。

今日、午前中の一般質問を聞いていて、市長がやはりデジタル化ということで、積極的に進めていかねばならないという方針をお持ちであることが分かったわけなんですけれども、先生方というのは転任があるわけです。今とてもリーダー的にいろんな他校との連携をしていってくださる先生も来年はいらっしやらないかもしれない。そんな状況の中で、愛西市独自の他市に誇れるような教育体制をつくるにはどうしたらいいんだろう。学校の今の先生方任せではいけないのではないのかなということをおもうわけです。そして、市においても、これから大きなイベントでも、おうちでも見られるようなオンラインの後援会をやったりとか、様々な市長が若者相手にZOOMとかオンラインで意見を聞く会をやったりとか、いろんなことが今まちづくりのチャンスとしてやっていけるわけです。

そこで1つ市長にお聞きしたいのは、これから先生方にお任せしていても、教育ソフトの購入もしなきゃいけない、私もコンピューターソフトをつくっていた人間なので、ちょっと油断するとどんどんコンピューターの世界というのは進化していきます。そういったところで、ITに強い職員、教育部局専用じゃなくてもいいので、市にITに強い中途採用の雇用で、そういった職員を雇ってはどうかと思うんです。

以前、大和郡山市の事例をこの議会の中で取り上げたことがあります。かなり行革等で民間の電気を利用して電気代を削減したりとか、市の直属の職員として様々な動きをしていくという職員を中途採用で雇って、いろんな事業展開をしていっています。ほかの自治体も見ていると、やはり民間企業で働いていたそういった方を中途採用して、ぐんと特色ある仕組みをつく

っていくことをしているわけなんですけど、こういった行政部局、教育部局の垣根を超えた人材の確保を提案したいんですけども、市長の考えはいかがでしょうか。

**○市長（日永貴章君）**

それでは、私から答弁をさせていただきます。

議員おっしゃられるとおり、私はデジタル化を進めるべきだというふうに考えております。

今回、学校のGIGAスクール、そして1人1台端末導入の件に関しましても教育委員会を通じまして、本当に各学校しっかりとした活用をしていただかなければ導入はできないということを最初に申し上げて、それでも教育部局としては取り組んでいくという方針の下でしたので、市としては財源確保をし、1人1台端末、導入をさせていただきました。ですので、いち早く各学校で子供たちの教育環境のためにできることを進めていくべきだというふうに思っております。

議員がおっしゃられる専門職員を採用して、その方に指導を仰ぎながらということも当然今後視野に入ってくると思いますが、まずそういった方を受け入れて、何をやっていただくのかということをしっかり我々として準備をした後に、やはりそういった人材確保が必要だというふうに思っております。

御承知のとおり、市長部局においてもデジタル化が進むのは、かなり私が率先して発信しても、やはり組織としていろんな準備があり、また市民の方々の意向等もいろいろありますので、すぐには進まないということをつくづく今自分も実感をしておりますので、やはり一つ一つ課題をクリアしながら、でもスピード感を持って行っていきたいというふうに思っておりますので、先ほどの議員からの提案は、今後しっかりと検討していきたいと考えております。

**○6番（吉川三津子君）**

市長は、市の方針をしっかり決めてからとおっしゃるんですけど、私の考え方としては、そういう方に入ってくださいことによって、私たちが考える以上のアイデアが出てくるわけなんです。だから、まず市でこういった方と言っているのであれば、その範囲内の方しか確保ができない。まずは市長に直属の形で、こういうことができるよ、ああいうことができるよというアドバイスが得られる職員確保というところで動いていただきたい。

本当にこれからIT化によって自治体のアピール度はぐんと変わります。そして、教育の現場もぐんと変わります。市民参加も変わります。そこの中で、やはり勇気を持って新しい人材の確保ということをしていただきたいと思いますので、よろしく願いしたいと思っております。

それからあと、家庭学習となると、やはりポータブルのポケットWi-Fi等の問題もあるんですけども、それと同時に、家庭学習でこういうものを使うとなると、児童クラブの子供たちは宿題やる時にどうするんだという話とかが出てくるわけですよ。教育部局として、児童館とか児童クラブのWi-Fi化については、市の行政部局のほうに働きかけをされているのか、その点について確認をさせていただきたいと思っております。

**○教育部長（三輪進一郎君）**

ただいまの質問につきましては、児童クラブ等のWi-Fiの環境ですけれども、それにつ

きましては、経営企画、総務、その辺と協力しながら進めていきたいと考えています。以上で  
ございます。

**○6番（吉川三津子君）**

前回は公共施設のWi-Fi化等、ほかの議員も私のほうからも質問させていただいたんで  
すけれども、こちらについても子供たちはいろんな場所で一緒に勉強したりとかするわけです。  
そういったところで、公共施設のWi-Fi化については積極的に進めていただきたいと思  
います。

このiPadを使った教育というのは、お母さんたち一番心配をしていらっしゃる部分です。  
今度コロナでまたお休みになったら、これ使い物になるんだろうかということと、やはりお母  
さんたち、いろんな学校の情報をお持ちなので、あそこはできているけどここはできないとい  
う情報も、徐々に徐々に広がりつつありますので、そういった部分で、私はリードしてやっ  
てるところを抑えちゃいけないと思います。リードしてできているところはぐんぐんとモデル  
的な形をつくっていくべきだと思いますので、まだできていないところにそれが波及する仕組  
みというか、動きをぜひしていただきたいと思いますので、よろしく願いをしたいと思  
います。

それから、先ほど自治会の関係で質問させていただきました。

お困り事があれば広報についても検討するということではありますが、共働きの方が増え、高  
齢者のみの世帯が増えているということをお述べさせていただきました。

自治会に入っていない人は、庁舎とか支所のほうに広報をもらいに行かないと手に入らない  
わけなんです。そういった部分で、自治会に入っていない高齢者は情報が届かず、ますます孤  
立状態、そんな状況になっているわけで、お困り事があれば検討すべきということは、お困り  
事としてこの事実を認識していらっしゃるのか、課題として捉えて検討するつもりはない  
のか、その点ちょっと答弁のところ、お困り事があれば検討すべきということで、実際にこ  
れは困り事として認識していらっしゃるのか、その点確認したいと思います。

**○市民協働部長（渡辺弘康君）**

今現在、私どものほうには総代さん等を通じて、広報配布等につきましては御意見等はいた  
だいていないといったことで、ただし先ほど自治会に加入していない人については市役所まで  
広報を取りに来てみえるということを議員おっしゃられました、そのことにつきましては把  
握をしております。以上です。

**○市長（日永貴章君）**

先ほど議員おっしゃられましたけど、広報に限らず、総代の方々に毎月配布物をお願いして  
おりますが、それについて負担があるというような認識を持っておられる総代の方も見えると  
いうことは、我々としては認識しております。

**○6番（吉川三津子君）**

本当に私も昨年、班長をさせていただいて、20軒そこそこなんですけれども、それでもおう  
ちの中であつと広げて仕分をしてということの作業で、それが何百件という分を高齢者の方

が分けるという作業、それは本当に大変な作業だと思いますので、高齢化社会に合った新しい仕組みを、多分これは自治会だけじゃなくて、PTAにしても子ども会にしても、いろんな組織において今までのやり方から脱却しなければいけないのではないかなというふうに思っていますので、そこら辺、津島市では広報を民間のほうに委託をされています。シルバー人材センターに委託をしているところもあります。

総代さんには申し訳ないですけども、委託の料金、お金を払っているわけですが、そこを多少なくしても、自治会で本当に必要な活動ができるような、そんな体制づくりをしていくべきだと私は考えています。高齢者が増えて、地域に孤立したお年寄りがたくさんいらっしゃるわけですから。そういった人たちの声が聞ける、そして福祉につなげる、そんな役割を担っていただきたいです。そのためには、広報を総代さんが分けて配る必要性、重要性というのがあるのだらうかということを考えておりますので、ぜひその辺、広報配布について費用的なことも一度検討していただきたいと思いますが、市長どうでしょうか。

#### ○市長（日永貴章君）

広報の配布というよりも、広報自体の有効性も今後検討していかなければならないというふうに我々は考えております。毎月1度、かなりのボリュームで広報を作成させていただいて各世帯に配布をしていただいておりますが、果たしてそれが有効的に皆様方に全て読んでいただいて、有効的な広報になっているか、そういったことも検討をしていかなければならない。また、それに附属して議員の方からも議会だよりを年に4回配布をされますが、それも一緒にこちらで配布をさせていただいておりますし、今だとホームページ、スマホでも閲覧できるようにさせていただきました。若い世代においては、そちらで1人で自分で見ることもできますので、やはりそういったことも含めて、配布のみならず、内容についても検討は今後はしていかなければならないというふうに思っております。

#### ○6番（吉川三津子君）

ごもっともだと思います。LINEでいろいろ愛西市の情報も届くようになって、それによって情報を得る人も増えていると思うので、どういった形で必要な情報を届けるのか、広報配布も含めて検討いただきたいと思います。

それから、あと自治会の活動に関係することなんですけれども、地域のごみ収集でも、衛生員さんの話が午前中にも出ました、問題が出ています。以前、粗大ごみの戸別での収集のときだと思いますが、将来的には一般のごみも戸別収集をしなければいけないということも考えていくことになるかなといった答弁がございました。

今、ごみステーションがかなり遠くて、高齢者がごみの収集場所に持って行けない問題、そして国は在宅介護を進めています。その中で、介護が必要な人がヘルパーさんがごみを出すんですけども、ヘルパーさんが来る前にごみのトラックは行ってしまうということで、ごみが出せないというような高齢者の悩みがあります。前日に出せば、地域の方々にルール違反、カラスが来たり、いろんな害虫の問題もあるので、それで注意を受けるというような、かなり件数的に民間事業所の方から御相談をいただいているわけです。これを支援してもらえないだろ

うかといったような、そんなお話が来ているわけです。

今日、皆さんのところには写真が行っていると思うんですけども、もう少し、数軒でごみの集積場所をつくる、折り畳み式なんです。広がって、しゃっと畳めるようなものを活用していったはどうかなというふうに思います。早い時期に鎌倉市のほうでこういったものが導入されて有名になったわけで、最近、日進市でもぼつぼつとこういったものが始まっています。

先ほど言ったように、高齢化が急速に進んでいるので、いろんなサービスで工夫が必要になってくると思います。そういったところで、こういったものを利用したごみステーションの在り方についても、ぜひ再検討をいただきたいと思います。その点いかがでしょうか。

#### ○市民協働部長（渡辺弘康君）

写真のようなごみネットの設置についてでございますが、収集車が通れない道路もあり、地域の方と相談しながら収集場所を決めさせていただいております。現段階では、戸別での設置は考えておりません。以上です。

#### ○6番（吉川三津子君）

じゃあ部長、高齢者が困っていて、ごみ出しができない方はどうでしょうか。

#### ○市民協働部長（渡辺弘康君）

各個人、様々な事情により、ごみが出せないといったことがあるかと思いますが、私どもはごみ収集業務に関する時間も含めて、時間を8時までに設定させていただいております。出すにつきましては、全てのことをかなえたいわけでございますが、一つのルールに従って行ってまいりたいと思います。出せない方につきましては、知人・友人等に依頼するなど、対応をお願いできればと考えております。以上です。

#### ○市長（日永貴章君）

ごみ収集に関しては、やっぱりごみを出される方もそうですけれども、その出す付近の方々の理解も得ないといけません。議員も御承知かと思いますが、やはりそういった理解があって、そこにごみステーションを設置させていただいておりますので、例えば議員がおっしゃられるような方式を採用すると、そうしたらやっぱり周りの方々の御理解をまず周りの方と相談をしていただいて、そしてまたごみ収集に今度どうしても時間が要してきますので、例えば週に2回、可燃物であれば収集させていただいておりますが、それを週1回にさせていただくとか、またプラごみとか収集の曜日を変更したり、やっぱりそうした全体的な見直しが必要になってくるということになってくるかと思いますが。

おっしゃれるとおり、高齢者の方々のごみの出し方については、様々な地域によって課題等もあるということは分かっておりますので、やはりそういったことを我々としても、今すぐにはできませんけれども、今後長期的に見て検討はしないといけないと思っておりますし、今現在は各町内の方でごみの集積場所については相談をしていただいて、我々に申請をしていただいて、周りの同意をいただいたところでごみ収集のステーションとしていただいているということでございます。

#### ○6番（吉川三津子君）

その点は重々承知をしているわけなんですけれども、そういったイレギュラー、基本的なルールはよく分かります。でも、そこからはみ出た方をいかに救うかというところでの、やはり特例的なものはつくっていかないと、救い切れないのではないかなと。ごみは生活に密着した重要な問題ですので、ルールからはみ出ているから、それはできないということはあってはならないと思います。そういった部分で、こういったルールで数軒まとまればごみステーションとして申請ができますよとか、そういったルールを新たにつくって、この高齢化社会に備えていただきたいと思いますが、その点いかがでしょうか。

#### ○市長（日永貴章君）

私先ほど答弁させていただきました、議員おっしゃられるとおり、周りの方々が何軒かで集まって、その方がしっかりとそのステーションを管理していただくというような、そういったことも今後は検討していくべき案件だというふうに思っております。

#### ○6番（吉川三津子君）

ありがとうございます。

それでは次に、生活困窮者自立支援相談事業についてお伺いをしたいと思います。

国が規定した事業を記してあるから、仕様書としては十分なんだと、適切なんだということをおっしゃるわけなんですけれども、先ほど示したように、これがたった1枚の仕様書です。複数の市から同じように社会福祉協議会に、同じ事業で委託しているものを入手してきているわけなんですけど、8ページに及んで細かくいろんなやり方等が記してあります。

あと、詳細については自治体マニュアルがあるから問題はないんだとおっしゃいました。90ページに及ぶマニュアル、私は読みました。その中に、これは技術的な助言だよと最初に書いてあります。助言なんです。仕様書ではないんです。その中に、先ほどの事業に関するものの中でも、努力義務のものもある。努力義務のものはやるのかやらないのか、そんな判断もなく、どうやってこの1,000万以上の契約金額をつけたのか。仕事の分量も分からない中で、どうやって私はこの契約を結んだのか、とても不思議に感じています。仕事の範囲が不明瞭な仕様書ですので、適切な仕様書ではないと私は言わざるを得ないんですけれども、こういった仕様書、仮に相手が民間企業であっても、このような仕様書で仕事を出したのか、まず確認させてください。

#### ○保険福祉部長（小林徹男君）

今回、生活困窮に関しましては、社会福祉協議会に委託を出しております。この理由としましては、生活困窮者自立支援法第5条で、事業を委託できる者は、生活困窮者自立相談支援事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施できる者というようなことが規定されております。これに基づいて、社会福祉協議会のほうに委託を出させていただいておりますので、当然社会福祉協議会はこの内容を把握して事業を実施できるものと考えております。

積算根拠のこともちょっと答弁させていただきます。

積算根拠につきましては、相談員2名分の人件費、それに食料支援や物品リース料など、この事業費を計上してということの積算等をさせていただいております。以上でございます。

○6番（吉川三津子君）

どんな仕事にこの2名が働くのかということが書かれていないということなんですよ。じゃあ年度末にこの事業がやれているのかやれていないのか、私は社会福祉協議会に委託したことを非難しているわけではありません。民間でもこういった1枚の仕様書で出すんですか。その中で、民間の企業でしたら、そんな約束はしていないとか約束はしたとかという話になるわけですよ。社会福祉協議会だからこんな仕様書1枚でやったんじゃないですかという疑念を持っています。ほかの社会福祉協議会の事業でも、こんなたった1枚の、地域包括にしても何にしてもやっているのか、私は確認したいですよ。民間企業にもこういった同じような仕様書で契約していたら大問題なんです。

先ほどから言っているように、社会福祉協議会は、市の下部組織でもなく、独立した組織です。こんな約束しているわけじゃないからやらないよと言ったら、それでおしまいな関係なんですよ。その辺、ちょっともう一度、あまりにも私は問題だと思いますので、見解を求めます。

○保険福祉部長（小林徹男君）

先ほども御答弁申し上げたとおり、自立支援法の中で委託できる者というのが、この事業を適切に実施できる者ということで規定がされております。その中で、社会福祉協議会という社会福祉法人というのも規定がされておりますので、やれて当然なものだとは思っております。

民間につきましては、当然そんな細かいところはできませんので、委託もできないものだとは思っております。以上でございます。

○6番（吉川三津子君）

ほかの自治体で民間にも委託をしています。

それで、社会福祉協議会に委託を出していることを非難しているわけではないんです。どんな仕事を具体的にしてもらうのかが明記されていないことを指摘しているんですよ。これからもこういった形で、市の職員同様に社会福祉協議会の職員を使っていくような形の仕事の出し方だと思います。その点問題に思っていないのか、これでいいのか、ずうっとこれでやっていくのか、もう一度確認します。

○保険福祉部長（小林徹男君）

今年度から社会福祉協議会のほうにこの事業を委託を出させていただいておりますが、今議員おっしゃるように、1枚の仕様書だけでございました。この点につきましては、当然こちらが思っている事業の内容、社会福祉協議会が実施すべきだろうと考えている事業の内容というのに行き違いがあるかもしれません。その辺りは年度末の評価をした中で、再度、来年はこの内容を精査していきたいと考えております。以上でございます。

○6番（吉川三津子君）

市長、私今回本当にびっくりしたんですよ。1,000万以上の契約で、社会福祉協議会はその自立した民間の社会福祉法人です。その中で仕事の範囲が明確になっていない、こんな契約が結ばれていることは大問題です。これが社会福祉協議会だからいいのかという問題ではない。社会福祉協議会であろうが、民間の企業であろうが、民間の事業所であろうが、きちっとした

仕様書の下、きちんと市の役割、委託先の役割を明確にして契約すべきだと思います。その辺ぜひ改善を求めていきたいと思います。市長の御意見をお伺いします。

○市長（日永貴章君）

民間であろうが、社会福祉協議会であろうが、市としては疑われるようなことがあってはならないというふうに認識をしておりますので、今回の件についてもしっかりと内容を確認をして、疑われるようなことがあるのであれば、やはり改善をしていくべきだというふうに考えております。以上です。

○6番（吉川三津子君）

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（島田 浩君）

6番議員の質問を終わります。

ここで休憩を取らせていただきます。再開を13時35分といたします。

午後1時26分 休憩

午後1時35分 再開

○議長（島田 浩君）

休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に、質問順位5番の7番・原裕司議員の質問を許します。

原議員。

○7番（原 裕司君）

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして1項目め、ワクチン接種、改善点と評価について、2項目め、愛西市における空き家の実情及び空き家対策の状況について、一括質問させていただきます。

では、初めにワクチン接種に関してお伺いしたいと思います。

他の自治体では65歳以上を対象に一斉にワクチン接種券が発送され、予約が開始されて、電話が繋がらない等、予約を取るのも大変だということを知っております。

愛西市においては市のホームページで周知されており、60歳以上を対象に4月19日から年齢の範囲を区切って予約が開始されました。5月24日には、65歳以上の全ての高齢者に接種券が送付され、5月28日に予約受付が開始されました。

また、福祉施設の入所者に関わる介護従事者等にも、5月24日に接種券がメール送付されております。6月上旬には各入所施設で、嘱託医、主治医により介護従事者に接種が開始されます。今後、64歳以下の方にも順次予約が開始されるわけであります。

この間に、保健センター等の各集団接種会場でワクチン接種が実施されております。

5月6日初日、佐屋保健センターでは、センターの駐車場にテント2張り椅子が並べられておりました。この日の気温が27度と夏日となり、特に高齢者には天候の変化、気温、湿度の変化を含め、対応しなければならないと考えております。

当初計画していた接種準備に向けた事柄で改善すべき点があったかと思っておりますので、これま

での高齢者の対象人数に対する予約者数の状況と実施日の接種人数の実施状況について、それと予約や会場等の改善点についてお答えいただきたいと思います。

次に、これまでの実施期間において問診や体調不良で接種ができなかった方や、当日発生したキャンセルに伴う未使用のワクチンの対応方法についてお答えいただきたいと思います。

また、介護福祉施設、福祉事業関係者等に対し、接種に向けた事業説明会を開催し、接種までの事務手続等の流れが説明されたと聞いております。その主な内容についてお答えいただきたいと思います。

次に、愛西市における空き家の実情及び空き家対策等の取組について質問させていただきます。

全国で放置されている空き家が問題視されています。愛西市においても例外ではありません。

私も議員になって4年目を迎えております。この間、各地を回って活動報告を配付してまいりました。そこで目にするのが、住宅はしっかりしていても庭の手入れがなく、草木が生い茂っていたり、ポストの中に以前からの配付物が満杯になったりしていました。誰が見ても、一目で居住していないことが分かります。

また、庭先にロープが張られ、郵便受けが撤去されている状態の住宅もあります。中には、ここ数年で倒壊するおそれがある空き家も存在することを目にいたしました。

たまたま活動中に空き家の所有者に会うことができました。現在近隣市に在住で、この家は主人の実家とのことでした。両親も亡くなり、他の親族も以前から別世帯であり、今後も住む予定がなく、御近所に迷惑がかからないよう草木の手入れに来ているとのことでした。交通の便、敷地面積など立地条件もよくないので、借手もなく、処分も含め、困っているとのことでした。そして、この家を解体し、更地にすることも考えましたが、年金生活で預金もなく、今後の維持管理に不安を抱いているとのことでありました。このような状況の空き家所有者の方々は多いというふうに感じております。

平成27年5月に施行された空家等対策特別措置法では、空き家の実態調査や空き家所有者への適切な管理の指導を行うことが定められ、愛西市においても平成30年4月1日に空家等対策協議会条例が制定されました。

そこで、愛西市における調査内容、実施方法についてお伺いいたします。

まず、調査内容ですが、調査対象物の範囲と調査内容について、そして実施方法ですが、市の職員か外部委託かについてお答えいただきたいと思います。

以上、よろしくお願ひいたします。

#### ○健康子ども部長（清水栄利子君）

私のほうからは、ワクチン接種について御答弁させていただきます。

予約状況については、接種券をお送りした65歳以上の対象者約2万人に対し、6月1日現在、集団の1回目は7,644人、2回目は5,926人、個別は1回目のみで3,750人の方からの予約をいただきました。

実施状況は、平日は2会場で140人から225人ほど実施をしています。土・日は1会場で180

人から360人ほど実施をしております。

予約の改善点としましては、1回目の接種終了後に接種会場で2回目の予約申込みができるように改善をいたしました。また、会場での改善点は問題が発生した時点で検討し、常に次回からは安全に実施できるよう心がけております。

次に、キャンセル等の対応についてです。

6月1日現在で37名のキャンセルが発生し、会場の看護師、保健師等の医療従事者、予防接種担当者及び事前に登録しておりました保育士に接種をいたしました。

次に、福祉施設関係者についてですが、4月26日に高齢者施設関係者への説明会を開催いたしました。内容は、スケジュール、接種体制などについて、接種に向けた事務手続などの説明を行いました。

また、高齢者施設の管理者が主治医等と相談して進めていただくようお願いをして終了いたしました。

私からは以上です。

#### ○産業建設部長（山田哲司君）

それでは、空き家調査について御答弁をさせていただきます。

本市では、市内における空き家の実態を把握するため、平成29年度に委託業務を実施しております。委託業務では、市が保有する情報等を基に、空き家となっている可能性が高い家屋を調査対象として、その家屋の外観を目視で調査し、実際に空き家となっていると判断した場合には老朽度や危険度の判定をしております。

また、平成29年度に実施したデータを活用しながら、市民の方などからいただく情報などを基に空き家の実態把握を行っております。以上です。

#### ○7番（原 裕司君）

答弁ありがとうございました。

それでは、ワクチン接種の改善点と評価について再質問をさせていただきます。

先ほどの答弁で、ワクチンのキャンセル対応も無駄のないように配慮されており、新聞報道で日永市長の発言の趣旨でもありました、現場第一、現場優先、私は後でと、余った接種は必要な現場のほうで速やかに対応するというような趣旨でありまして、私もこの考えに賛同する一人であります。

また、改善点につきましても、いち早く対応されていることが分かりました。

5月12日、愛知県に3回目の緊急事態宣言が発令されました。それと同時に、愛知県健康福祉部局より対象施設である高齢者施設、障害者施設等に通知があり、希望をする施設には職種に関係なく、利用者に接する業務に従事する職員に対して費用負担なしでPCR検査を実施する、検査期間は5月14日から1週間のペースで受検し、6月30日までの最大6回の検査をする内容でした。

ちょっと映像のほうをお願いしたいと思います。

この映像は、5月22日、中日新聞の県内版で報道されたものであります。

見出しでは、「クラスター、半数は高齢者施設、職員に毎週PCR検査」と書かれております。愛知県の5月におけるクラスターの実情が紹介されております。また、5月31日の朝刊にも、1面には、非公表が多く実態は不明だが、全国で介護施設感染症数は9,490人に上り、昨年5月と比較して20倍にも拡大とありました。

次に、この写真を……。すみません、ちょっと手元に何もないのであれなんですけど、戻ってください。

この写真は、職員に配付された唾液によるPCRキットであります。

郵便で提出後、翌日にはメールで検査結果が通知されます。

今年の3月にも、県全域を対象とした高齢者福祉施設等の職員へのスクリーニング検査を実施したところ、検査を希望した県内約1,700施設、約5万5,000人の職員が受検し、5名の方の陽性が確認されました。その後の早急な対応につなげることができたことから、依然として厳しい感染状況に置かれていることを鑑み、実施することになりました。このような現状から見ても、福祉施設等への早期のワクチン接種や予防対策がいかに大切か理解していただけたと思います。

市のワクチン接種計画では、集団接種会場に出向くことができない、困難な高齢者施設や障害者施設等への入所者、利用者に関しては、個別接種の方針で主治医、嘱託医の対応となっております。施設入所者にも90歳以上、84歳以上の入所者には、早々に接種券が送付されましたが、しかし主治医もいつワクチンが確保できるのか、いつ接種できるのか調整中で、情報もあまりありませんでした。

その後、施設への連絡では、6月11日から順次開始し、2回目の終了は7月末になるとのことでした。高齢者施設の入所者は、大半が慢性疾患、基礎疾患の持病を抱えており、早急なワクチン接種が求められるわけであり、介護従事者においても日々感染リスクの不安を抱え、最善の注意を払いながら介護業務を行っております。また、感染者へいち早く対応しなければクラスターの発生も危惧するわけでもあります。

そこで、高齢者施設、障害者施設を代弁いたしましてお聞きしますが、今回の優先順位を含め、市はどのように評価しているのかお答えください。

#### ○健康子ども部長（清水栄利子君）

優先順位については、医療従事者等、高齢者、基礎疾患を有する方及び高齢者施設等の従事者への接種ができるとなっております。

高齢者施設の職員の方はサービスを継続して行う必要があり、入所されてみえる高齢者の方と同様に、一刻も早い接種完了につなげていきたいと考えます。以上です。

#### ○7番（原 裕司君）

答弁ありがとうございます。

今後、国からのワクチン供給も加速するかと思います。

現在は、ワクチン確保へのめどがつき始めておりますが、今後はワクチン接種、打ち手である医師、看護師等の人材確保が課題となってくるかと思いますので、関係機関と十分な協議を

重ねていただき、一人でも多くの市民が安心してワクチン接種ができるよう進めていただきませうことをお願い申し上げます。よろしく申し上げます。

では、空き家対策の取組について、再質問をさせていただきます。

平成29年度に行われました大がかりな実態調査を、市民からの情報を基に職員が確認し、実地把握をし、対応されているとのことでしたが、確認の意味で、この空き家の定義についてお答えいただきたいと思います。

#### ○産業建設部長（山田哲司君）

空き家とは、空家等対策の推進に関する特別措置法において、居住その他の使用がなされていないことが常態であるものとされています。

国土交通省の指針では、空き家であることの基準の一つにおおむね年間を通して使用実績がないことを上げており、本市もその指針に沿って判断をしております。以上です。

#### ○7番（原 裕司君）

答弁ありがとうございます。

では、調査内容について、所有者の意向調査も含まれておるわけですか。どのような内容であったかお答えいただきたいと思います。

#### ○産業建設部長（山田哲司君）

平成29年度に空き家状態に近いと考えられる家屋の所有者へ行った意向調査では、回答のあった約240件のうち、約半数が管理に困っているとしており、売却や取壊しを考えているとのことでした。以上でございます。

#### ○7番（原 裕司君）

答弁ありがとうございました。

では、答弁にもありました愛西市空家等対策計画で、現状分析と課題の整理の中から抜粋したスライドを紹介したいと思います。

この表ですけれども、地区別空き家の老朽化状況であります。

「著しく老朽化を確認」の数値が全体の62件中24件、6.2%。ちょっと全体のところが見にくいかもしれませんが、一番下段の全体の部分の620件、そして黄色の「著しい老朽化」というのが42あるわけです。6.2ということです。

次のスライドのほうをお願いいたします。

これが空き家の建築時期のグラフです。

空き家の42%が昭和45年以前、32%が昭和56年以前で、空き家全体の74%が50年以上、築40年以上経過しているということが分かるかと思いますが。

次のスライドをお願いします。

これは、空き家の老朽化状況です。いつでも利用できるというのが31%、簡単な修理を行えば利用できるというのが30%ということで、61%に関しては、空き家ではありますが、まだしっかり居住が可能な建物だということが分かるかと思いますが。しかしながら、この10%の部分は利用するのは困難だということが分かるかと思いますが。

では、次のスライドをお願いします。

空き家となった時期ですが、この1年以内から9年前までの占める割合は63%を占めております。空き家の年数が結構長いということが分かったと思います。

続きまして、空き家となった理由ですが、居住者・利用者の死亡が最も多く、38%を占めております。つまり、おおむね独居世帯であったということもこれの表で分かるかなと思います。

次に、空き家の用途であります。空き家の用途では物置、トランクルームが多く、45%を占めています。

次に、空き家の使用頻度です。ほとんど利用していないが55%、年に一、二度使用というのが15%ありますので、空き家となった時点から70%の方はほとんど利用していないということになります。

空き家の管理の頻度につきましては、次のスライドですね。月に一、二回程度管理をしに行っておるという方と、次いで、年に一、二度となっているかと思います。こういった状況で空き家の状況が分かると思いますので、以上の状況を踏まえて質問を続けさせていただきたいと思っております。

この空き家に関する第一報は、近隣住民からの苦情によるものと考えます。例えば、建物が老朽化して倒壊しそうで不安であるとか、庭木の草が成長して道路まではみ出して交通の妨げになっている、捨てたごみのせいで害獣が発生しているなどの状況が考えられます。

本来なら、所有者はすぐにその状況を改善する必要があります。このような状況について、住民から相談があった場合、所有者等への改善に向けた取組はどのように対応しているのかお答えいただきたいと思っております。

#### ○産業建設部長（山田哲司君）

住民等から空き家等に関する相談や問合せがあったときは、速やかにその住居等の所有者を特定するための調査と現地確認を行います。

本市は、所有者を特定できた後、当該住居等を危険のないように維持する上で何らかの措置が必要であると判断した場合は、空家等対策の推進に関する特別措置法に沿った助言や情報提供をする等、所有者をサポートしております。以上です。

#### ○7番（原 裕司君）

答弁ありがとうございます。

では、空き家等対策特別措置法では、自治体が所有者に所有者の義務である家の適正管理をなささいというような指導ができるかと思っております。

所有者に対して、特定空家に指定することで行政が助言、指導、勧告といった行政指導ですね、そうした勧告をしても状況が改善されなかった場合は命令を出すことができます。

特定空家に対しての助言、指導、勧告、命令の一連の流れについて説明をお願いしたいと思います。

#### ○産業建設部長（山田哲司君）

本市では、国土交通省の指針を参考に作成した特定空家等の判断基準によって対象となる住

居等が特定空家等であると判断した後は、弁護士などの有識者等で構成する空き家等対策協議会がこの判断を認定するための協議を行います。

認定後は、所有者に対し当該住居等を適正に管理することの助言、指導を行います。それでも改善されないときは必要な措置を取るよう勧告いたします。所有者が正当な理由なくこの勧告に従わないときは、措置を命令する流れとなっております。

この一連の流れには、所有者等に意見書や自己に有利な証拠を出させる機会を与えますが、最終的に命令に従わないときは行政代執行による除却を行うこともできます。以上でございます。

**○7番（原 裕司君）**

答弁ありがとうございます。

今後、保安上危険となるおそれのある場合、特定空家に指定されると、メリットというのはないと思いますけれども、この場合のデメリットについてお答えいただきたいと思います。

**○産業建設部長（山田哲司君）**

空き家等対策の推進に関する特別措置法では、特定空家等の認定後、市が強い行政指導や財産権の制約を伴う措置を講じることが認められています。

また、措置の勧告後は、固定資産税の住宅用地特例による軽減措置を受けられないこととなります。以上です。

**○7番（原 裕司君）**

答弁ありがとうございます。

状況の改善がなされない場合は、勧告の段階から税の軽減措置から除外されるという内容だったと思います。

現状より多くの課税がかけられるわけですが、これまでにこの勧告や命令、執行といった事例があるのかお答えいただきたいと思います。

**○産業建設部長（山田哲司君）**

勧告や命令した事例はございません。以上です。

**○7番（原 裕司君）**

答弁ありがとうございます。

では、空き家をそのまま放置し続けると、建物の崩壊、火災の発生など、近隣住民の生命を巻き込む危険性がある場合、行政が所有者に代わり対処し、その費用を所有者に請求すると、先ほども言われました行政代執行もできるわけですが、この所有者が不明、または不存の場合の対応についてはどのようになるかお答えいただきたいと思います。

**○産業建設部長（山田哲司君）**

既に空き家の所有者が亡くなっている場合は、市が相続人調査を行います。

市は、相続人不存在の場合には、利害関係人に対し家庭裁判所に相続財産管理人を申し立てるよう促しますが、緊急性の高い危険空き家等については、市民の生命・財産を守る立場から市が速やかに危険を取り除くための措置を実施することとなります。以上です。

○7番（原 裕司君）

それでは、これまでの答弁にも空き家の長期放置はよくないということが分かりました。

毎年増加傾向にある空き家対策を、所有者と行政で進めていく必要があると考えます。

所有者の中には、冒頭に紹介した立地条件によっては対処に困っている方々もいますし、調査結果でも、将来的に取り壊す考えをお持ちの方は全体の6割を占めています。

愛西市では、空き家の解体費用、リフォーム費用も含めてこういった補助制度はどのようになっているかお答えいただきたいと思います。

○産業建設部長（山田哲司君）

本市では、危険空き家除却費補助制度を設けております。

この制度は、危険な空き家の除却を促進するため、不良住宅と判定された空き家に対して、除却工事に要する費用のうち最大20万円を補助するものです。

なお、リフォームについては補助対象とはなりません。以上です。

○7番（原 裕司君）

答弁ありがとうございます。

では、次に空き家バンクについてお伺いしたいと思います。

所有者が空き家を有効活用する選択枠として、このまま中古住宅として売却するか、更地にして売却、または賃貸住宅が考えられます。しかし、立地条件では借手や活用方法を探ることが難しい場合もあります。

空き家バンクは、地方自治体が行う所有者と購入希望者のマッチングサービスです。そこで、愛西市における空き家バンクの活用状況についてお答えいただきたいと思います。

○産業建設部長（山田哲司君）

空き家バンクへの登録件数は、4月末現在で34件となっております。

これまでの累計登録件数は43件となっておりますが、登録から外れた空き家がどのように活用されているかは把握できておりません。以上です。

○7番（原 裕司君）

答弁ありがとうございます。

それでは、ちょっとスライドのほうを紹介したいと思います。

このグラフは、空き家バンクの登録意向調査の結果であります。

「すぐにでも登録」「今後検討したい」がありますけれども、この中に「登録するつもりはない」も多く含まれております。ここでも、所有者の空き家に対する考え方に違いが現れておるわけです。

所有者の「登録するつもりはない」などの今後どのようにしたいか決めかねている方々に、行政側として空き家の活用方法など、情報発信を含め必要だと感じております。

今後、空き家バンクの活用実績、先ほどの答弁ではちょっと把握していないというようなことでありましたけれども、こういった方々がこういった活用をされていますよというような紹介もやはり続けていただけるようお願いをしたいと思います。

空き家バンクのほかに、一般社団法人の移住・住みかえ支援機構が行うマイホーム借上げ制度というのがあります。この制度を検討してみる価値がありますが、そのほかにもいろんな方法があると思います。

所有者にこのような情報や紹介が必要と考えますが、ほかに検討をなされているものがあるかお答えいただきたいと思います。

#### ○産業建設部長（山田哲司君）

マイホーム借上げ制度は、一般社団法人移住・住みかえ支援機構が50歳以上のシニアを対象に、住み替えによる使われなくなったマイホームを借り上げ、賃貸住宅として転貸するシステムですが、そもそもが近隣住民が不安となるような状態のよくない物件では借手がつきません。このため、本市としては空き家バンクを案内するほかは、愛知県宅地建物取引業協会が認定した空き家マイスターの活用を考えております。

この空き家マイスターは地元にもお見えになりますので、空き家の売買や賃貸にとどまらず、管理や解体、リフォームの分野でも相談に応じていただけますので、今後はマイスターのリストや空き家総合相談窓口の連絡先を記載したパンフレットも併せて活用していきたいと考えております。以上です。

#### ○7番（原 裕司君）

答弁ありがとうございました。

私の手元にあるのが、先ほど答弁にもありました空き家マイスターのパンフレットであります。このようなことを知らない空き家所有者もおられますので、ぜひ周知のほうをお願いしたいと思います。

そのほかに、国は空き家改善対策として、住居確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業を行っております。住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅として登録できるセーフティネット住宅があります。平成29年10月25日には改正法が施行され、高齢者、障害者や子育て世帯などの住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅のうち、一定の規模及び設備などを備えたものを登録する制度がスタートいたしました。

愛西市には、この住宅確保要配慮者専用賃貸住宅の改修事業の対象者はいますか。また、実績があればお答えいただきたいと思います。

#### ○産業建設部長（山田哲司君）

今のところありません。以上です。

#### ○7番（原 裕司君）

答弁ありがとうございます。

空き家の対策ですね。所有者だけではなかなか改善ができないという場合が多く、改善には時間を要するケースも考えられます。行政は様々な制度を活用し、改善できるよう支援していく必要があります。

住宅セーフティネット制度は、所有者に対して家賃と家賃債務保証料の低廉化に対する補助や、入居者を住宅確保要配慮者に限定し、登録した住宅とする場合は地方公共団体と国が協力し

て補助が行われます。これは、入居者に対する経済支援ではありますが、家賃が最大4万円まで補助されるため、制度に登録した場合、入居者を確保しやすくなります。

家賃債務保証とは、入居希望者が賃貸住宅の契約を締結する場合に保証会社が借主の連帯保証人に近い役割を果たす制度であります。賃貸する場合、大家さんにとっては家賃不払いは大きな心配の要因ですが、この制度によって心配が解消されるわけです。これによって、結果的には住宅確保要配慮者の負担も軽減されるわけです。

また、コロナ感染拡大が長引けば住宅確保要配慮者も増えてくる傾向であります。ぜひこのような制度を所有者に紹介し、空き家を活用していただきたいと思えます。

最後に市のお考えをお伺いし、質問を終わります。

○議長（島田 浩君）

原議員、もう時間が過ぎましたので、これで。すみません。

○7番（原 裕司君）

はい、じゃあこれで質問を終わります。

○議長（島田 浩君）

7番議員の質問を終わります。

ここで休憩を取らせていただきます。再開を14時25分といたします。

午後2時16分 休憩

午後2時25分 再開

○議長（島田 浩君）

休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に、質問順位6番の16番・加藤敏彦議員の質問を許します。

加藤議員。

○16番（加藤敏彦君）

今日は、新型コロナウイルス感染症対策について質問をします。市当局の誠意ある答弁を求めます。

5月28日、政府は9都道府県に対してコロナ対応の緊急事態宣言を6月20日まで再延長することを決めました。愛知県も緊急事態宣言が再延長されました。

4月25日に始まった3度目の宣言が2か月近くに及ぶこととなります。政府は、緊急事態宣言を出しては延長し、解除してはリバウンドを招いて、再び宣言を発することを繰り返してきました。やるべきことをしてこなかった結果であります。

日本共産党は5月20日、志位委員長が河野太郎ワクチン担当大臣に新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要請を行いました。

第1の柱は、コロナ封じ込めを戦略目標に据え、ワクチンの安全・迅速な接種、大規模検査、十分な保障と生活支援の3本柱で対策を強化することです。

その1として、ワクチンの安全・迅速な接種のために実態に即した行程を進めるとともに、安定したワクチンの供給と接種を行う自治体への万全の支援という国の責任を果たすこと、そ

の2として、高齢者施設、医療機関などに対する社会的検査を抜本的に拡充するとともに、無症状者に焦点を当てた大規模検査で感染を封じ込めること、その3として、自粛要請などで打撃を被っている全ての中小企業、個人事業主、労働者に対して十分な保障と生活支援を行うこととであります。

第2の柱として、命を救うために医療機関への減収補填、医療体制への支援強化を行うこととあります。

第3の柱は、コロナ封じ込めと医療に多大な負荷と困難をもたらす東京五輪の中止をすることです。

3月から始まった第4波の特徴は、変異株の影響により感染力も強く、感染者の年齢層が若く、20代、30代でも重症になる状況があります。

さて、現在の愛西市の感染者数、PCR検査数と陽性者数は何人でしょうか、お尋ねをいたします。

**○健康子ども部長（清水栄利子君）**

市では、検査を受けられた方の人数は把握しておりません。津島保健所にも確認をしましたが、公表することはできないとの回答でした。

陽性者数は、県及び市のホームページで公表している人数になります。6月1日現在、343人でございます。以上です。

**○16番（加藤敏彦君）**

コロナで亡くなった方は何人見えるか、お尋ねをいたします。

**○健康子ども部長（清水栄利子君）**

愛西市の総合斎苑にて火葬のあった件数によりますと、6月1日現在、11人でございます。以上です。

**○16番（加藤敏彦君）**

3月議会の質疑の中では10名という数字が出ておりますので、その後1名増えたということを確認しておきたいと思っております。

次に、永和保育園のクラスターが発生いたしました。最終的にこの人数、また感染の原因、感染対策はどうであったかについてお尋ねをいたします。

**○健康子ども部長（清水栄利子君）**

永和保育園における新型コロナウイルス感染症の陽性者は、最終的に17名となりました。その内訳は、職員4名、園児13名が陽性となりました。感染の原因につきましては、分かっておりません。

永和保育園では、従前より手洗い、アルコール消毒や体温測定はもちろんのこと、空気清浄機の稼働や頻繁な換気など、感染対策を取っておりました。今回のことを受けまして、園と市で改めて感染対策を見直し、保育室への保護者の入室制限、3歳以上の園児には原則マスクの着用をお願いしております。以上でございます。

**○16番（加藤敏彦君）**

永和保育園でクラスターが発生してしまったんですけれども、市役所が関係するところで学校とか福祉施設での感染者は出ているのでしょうか。答弁をお願いします。

**○企画政策部長（宮川昌和君）**

私からは、愛西市職員の感染状況ということでお伝えをさせていただきます。

新型コロナウイルスに感染した職員数につきましては、昨年9月と今年4月に感染した職員2名でございます。以上です。

**○教育部長（三輪進一郎君）**

小・中学校での感染者でございますが、学校からの報告によりますと、市教育委員会で把握している市内小・中学校のうち7校で発生しております。

教職員3名、児童・生徒10名の感染を確認しております。以上でございます。

**○保険福祉部長（小林徹男君）**

福祉施設分で、市に報告があった分について答弁させていただきます。

市内・市外の在住かはちょっと不明でございますが、利用者、施設職員で陽性となった報告は、7施設16名の報告でございました。以上でございます。

**○16番（加藤敏彦君）**

児童関係の施設は、永和保育園以外にはありませんか。

**○健康子ども部長（清水栄利子君）**

市内の保育園・認定こども園、幼稚園では、永和保育園を含め5園、22名の報告がありました。

また、児童館等の放課後児童クラブでは、1館、1名がありました。以上でございます。

**○16番（加藤敏彦君）**

次に、今、3月から第4波と言われる状況が起きていると思いますけれども、変異型ウイルスによって感染力が強く、若い方でも発症する特徴がありますが、愛西市の状況はどうなっているのでしょうか。

**○健康子ども部長（清水栄利子君）**

報道等のように、変異型に感染される方の割合が増えていることは承知しておりますが、市での割合は把握しておりません。

第4波の感染状況につきましては、愛西市においても日々感染者の報告がされている状況です。以上でございます。

**○16番（加藤敏彦君）**

第4波の状況ですけれども、先ほど、現在愛西市の感染者数が343名ということですので、3月、4月、5月、6月1日の数字ですけれども、それで見ますと、3月1日に190名でありましたから、その後153名が増えておるということで、3月以降、全体の44%の感染者が占めているということですので、やはり油断ならない状況だというふうに思います。

次に、新型コロナウイルスの感染者数について、先ほど愛西市で職員が2名、学校の教職員3名、児童・生徒10名、児童福祉施設で23名、高齢者の福祉施設で16名との報告がありました。

合計すると54名であります。特に、児童福祉や高齢者福祉の施設での感染者は二桁という形で多くなっております。

3月議会の一般質問でも要望いたしました。高齢者施設での定期的なPCR検査やクラスターが発生した保育園、永和地区でのPCR検査を行うべきであったと考えます。

社会的な検査やモニタリング検査の実施について、市の考えを伺います。

**○健康子ども部長（清水栄利子君）**

PCR検査などは実施しておりません。

PCR検査の実施は検査時の陰性を保証するものであり、その時点での不安解消のみにしか役立たないため、PCR検査などを実施する考えはございません。

**○16番（加藤敏彦君）**

新型コロナウイルスの感染拡大について、東京大学大学院の稲葉寿教授は、マスクやソーシャルディスタンス、3密回避など、意識的な社会的距離拡大政策はそれなりに有効だが、行動変容だけでは限界があり、ワクチン接種も始まりましたが、遅れております。ほかに何かできるかと言えば、無症状者を含めた検査・隔離対策ですと述べております。

愛知県は、3月に県内の高齢者施設と障害者施設の職員を対象にPCR検査を行い、5万5,430人のうち陽性者は5人ありました。先ほど原議員も紹介されました。県は5月、6月にも実施する計画です。

今、東京オリンピックを開催するかどうかが大きく問われておりますが、オリンピック選手には毎日PCR検査を行うとの報道がされております。市の答弁、PCR検査は役に立たないとの答弁は撤回すべきと考えますが、どうでしょうか。

そして、ワクチン接種を終えるまでは、PCR検査や抗原検査による社会検査を行い、感染者を防ぐ対策を行うことが必要だと考えますが、どうでしょうか。

答弁がありましたら。

**○健康子ども部長（清水栄利子君）**

PCR検査の状況は、検査時の陰性を保証するものであるため、その場の状況だけしか分からないということなので、そういう意味でございます。以上でございます。

**○16番（加藤敏彦君）**

私が述べているのはその場の検査のことではなくて、社会的検査、定期的な検査。今は、大体週1回検査を行うというのがこの社会的検査を行っているところの状況であります。

次に、愛西市の新型コロナワクチン接種についてお尋ねをいたします。

4月12日から90歳以上に接種券が発送され、19日から受付を開始いたしました。そして、5月6日からは集団接種、6月1日から個別接種が開始されております。ファイザー製の場合、2回接種すれば発症率が95%抑えられ、重症化予防も期待されております。

市民に一日も早くワクチン接種を行うことが求められております。愛西市の高齢者や医療関係者などの新型コロナワクチンの接種状況はどうなっているのでしょうか。

**○健康子ども部長（清水栄利子君）**

高齢者向けの接種は段階的に年齢層の区分を下げて実施しており、現在は65歳以上の方、約2万人を対象として実施しております。

6月1日現在、集団接種で4,033人の方の接種を終えることができております。以上です。

**○16番（加藤敏彦君）**

医療機関の接種状況はどうでしょうか。

**○健康子ども部長（清水栄利子君）**

愛西市内の医療機関に勤務している医療従事者の接種は4月下旬より実施され、6月1日現在の報告によりますと、既に2回目の接種を終えられた方が638人、1回のみ終えられた方が63人と伺っております。以上でございます。

**○16番（加藤敏彦君）**

次に、ワクチン接種の予約状況についてお尋ねいたします。これは重複になるかもしれませんがけれども。

愛西市は、ワクチン接種の予約を年齢層で分けたことで混乱が一定緩和されていると思います。電話が繋がらない、インターネットの申込みができないなどの苦情も聞いております。ワクチン接種の予約状況はどうなっているか、どのような問題点があったのか。

予約については、例えば岡崎市では、職員が市役所と市民センターの7か所で高齢者を対象にした予約受付を行っているとの報道もありますが、愛西市の対応はどうなっているのでしょうか。

**○健康子ども部長（清水栄利子君）**

接種券をお送りした65歳の対象者2万人に対し、6月1日末現在、集団の1回目は7,644人、2回目は5,926人、個別は1回目のみで3,750人の方から予約をいただきました。

改善点については、2回目の接種予約を確実に取っていただくために、1回目の接種会場で2回目の予約申込みができるように改善いたしました。

申込み支援については実施していませんが、やり方が分からないなどの相談には操作方法の説明をしております。以上でございます。

**○16番（加藤敏彦君）**

今、申込みの問題が非常に市民の要望、話題になっておりますが、申込み支援は実施していませんが、やり方が分からないなどの相談には操作方法の説明をしておりますとの答弁がありました。これは市役所でも、支所でも、保健センターでも対応してもらえるとということでしょうか。

**○健康子ども部長（清水栄利子君）**

そのとおりでございます。以上です。

**○16番（加藤敏彦君）**

次に、コロナワクチンの個別接種の予約についてお尋ねをいたしますが、直接医療機関に申込みをされる方が見えます。これは説明書に書いていないことの苦情も寄せられておりますが、なぜ説明書に書いていないのでしょうか。

**○健康子ども部長（清水栄利子君）**

基礎疾患をお持ちの方はかかりつけ医で接種できるとの厚生労働省の案内を踏まえ、かかりつけ医師の判断で、市内・市外を問わず直接予約を受け付けてみえる医療機関があります。医療機関の御意向でかかりつけの患者さんへ配慮いただいている部分ですので、接種券に同封していますチラシには記載がしてございません。以上でございます。

**○16番（加藤敏彦君）**

部長の答弁では、接種券に同封しているチラシには記載してございません、個別の予約ができるのにそれはもう説明していないということで、非常に市民の方からは、なぜ説明が書いていないんだと、非常に困るような状況がありますので、ワクチンの個別接種の予約を行っている医療機関もあるというようなことを説明書の中を書くことはできないのでしょうか。

**○健康子ども部長（清水栄利子君）**

同封のチラシの住所地以外での接種についての項目について、基礎疾患で治療中の医療機関でワクチンを受ける方は、医療機関で御相談くださいと明記してございます。そのチラシを同封してございますので、それに従って実施をしていただくこととなります。以上でございます。

**○16番（加藤敏彦君）**

それは、今これからお尋ねしようと思った市外での医療機関の予約との関係ですけれども、今質問しているのは、市内で個別接種を予約するときに直接医療機関で予約を受け付けるところもあるということなをなぜきちっと知らせないのかということですので、市外のことは確かに分かりにくい文章ですけれども、そこに書いてありますが、やはり困るんですね。予約ができるのに予約できるということが書いてないので、取りあえず予約できますかというふうに電話してみてくださいと、僕らは聞かれるとそういうふうに答えているんですけど、予約できる医療機関もありますよね、そこはやっぱりお尋ねくださいとか、そんな形で書いていただかないと、やっぱり予約が取れなくて本当にどうしようかと思ってみえる方がたくさん見えるので、そこら辺は改善していただきたいと。

それから、市外の医療機関への予約ですけれども、非常に専門的な言葉でもう少し分かりやすい言葉に変えていただけないかというふうに思っておりますので、それはひとつ検討いただきたいと思います。

次に、寝たきりの方とか車椅子の方ですね、そういう方についての予約についても詳しく書いていないのですけれども、これも車椅子の方、車椅子の御家族の接種で困って相談を受けたんですけれども、これについて市の対応についてお尋ねしたいと思います。

**○健康子ども部長（清水栄利子君）**

厚生労働省の情報では、在宅介護を受けている方もワクチン接種は可能です。在宅での接種が可能かどうかは、主治医と相談していただきたいと思います。以上です。

**○16番（加藤敏彦君）**

今の答弁では主治医と相談してくださいということですがけれども、説明書にそういう主治医と相談してくださいというような説明が載っているのでしょうか、載っていないのでしょうか。

**○健康子ども部長（清水栄利子君）**

現在、まだ訪問、もしくは在宅での接種については検討中だということもございましたので、チラシのほうには掲載しておりません。

**○16番（加藤敏彦君）**

主治医と相談してくださいということの答えがあるんですから、それが分かるような形でぜひ改善していただきたいと思います。

次に、コロナワクチンの入荷状況、今後の見通しについてどうなっているかお尋ねをいたします。

**○健康子ども部長（清水栄利子君）**

現時点での予定ですが、65歳以上の方の2回接種分のワクチンの入荷は確保できております。65歳未満の方のワクチンの入荷に関しては、現段階では未定でございます。以上でございます。

**○16番（加藤敏彦君）**

今後のワクチン接種の計画、また終了時期はいつになるでしょうか。

**○健康子ども部長（清水栄利子君）**

ワクチンの今後の入荷状況にもよりますが、65歳以上の高齢者の方の接種にめどが立った段階で、基礎疾患を有する方、65歳未満の方の接種に移行したいと考えます。

終了時期は、国からの当初の指示どおり10月末までに完了を目指し、実施していきたいと思っております。以上でございます。

**○16番（加藤敏彦君）**

次に、ワクチン接種にタクシーチケットが同封されることになりましたが、使用しなかった場合は、その後、使用することができるでしょうか。

**○健康子ども部長（清水栄利子君）**

タクシーチケットについては、ワクチン接種のための使用限定ですので、使用はできません。以上でございます。

**○16番（加藤敏彦君）**

隣の蟹江町の状況を聞いたんですけれども、100円のタクシーチケット28枚が支給されるそうです。タクシー会社もコロナで大変なので、残りは使用できるというふうになっているそうです。

愛西市もワクチン接種だけでなく、コロナ対策としてこのタクシーチケットの利用を検討していただきたいと思いますので、これはぜひお願いいたします。

次に、蟹江町とか飛島村ではワクチン接種を行う医療機関に支援を行うと聞いておりますが、愛西市は支援の考えはあるでしょうか。

**○健康子ども部長（清水栄利子君）**

個別接種に関しても、予約は市のコールセンターにて受付をしております。

予約業務の負担軽減を図ることで、市としての各医療機関に対する支援と考えております。

○16番（加藤敏彦君）

ワクチン接種を行う医療機関への支援ですけれども、近隣の状況が分かりましたら紹介いただきたいと思います。

○健康子ども部長（清水栄利子君）

弥富市と蟹江町が、それぞれ協力金として集団接種に御協力いただける医療機関に30万円、個別接種に御協力いただける医療機関には20万円、両方に御協力いただける場合は50万円をお支払いしていると伺っております。

両市とも、愛西市で実施している予約業務は各医療機関で実施していただいております、予約業務を含めた協力金となっています。以上でございます。

○16番（加藤敏彦君）

次に、市民生活支援についてお尋ねいたします。

昨年度は新型コロナウイルス感染症対策事業が行われ、今年度も令和3年度一般会計補正予算（第2号）で提案され、13の事業が実施されることになりました。予算の大きなものは、市内小・中学校給食費無償化等事業1億2,644万円、プレミアム付商品券事業1億1,100万円ですが、水道代の減免については提案されておりましたが、この水道代の減免についての事業評価と、提案されなかった理由についてお尋ねをしたいと思います。

○上下水道部長（山田英穂君）

継続に関してですが、愛西市水道事業、海部南部水道企業団への水道基本料金減免の継続に対する補助は考えておりません。

上水道料金免除・補助事業の評価につきましては、当初、愛西市水道事業及び市外水道給水契約者に対して、令和2年8月から令和3年1月利用分までの6か月分としました上水道料金の基本料金を免除・補助する期間を令和3年3月まで延長し、8か月分といたしました。

海部南部水道企業団に対しては、令和3年2月から3月利用分までの2か月分の上水道料金の基本料金を補助してまいりました。

内訳といたしましては、一般世帯及び事業者を対象に、愛西市水道給水契約者8か月分平均1万596戸に対して1億1,543万5,000円、市外水道給水契約者13戸に対して9万2,000円、海部南部水道企業団給水契約者1万3,293戸に対して3,177万5,000円、合計2万3,902戸に対して1億4,730万2,000円となりました。

コロナ禍の中、在宅時間が増え、市内の水道使用水量が令和元年度と比較いたしまして約2%増えたことから、市民生活・経済活動の支援ができたと考えております。以上でございます。

○16番（加藤敏彦君）

令和3年度一般会計補正予算（第2号）の初日の質疑の中で、例えば市内小・中学校給食費無償化等事業ですけれども、なぜ4月、5月が外されているかについては、緊急事態宣言がなされたから6月から実施しますというような説明もありました。

そして、この水道事業ですけれども、今答弁があったように、市民生活、経済活動の支援が

できたと評価しております。緊急事態宣言がなされているので水道料金についても同じように支援すべきではないかというふうに思いますが、なぜ水道料金の支援が提案されなかったのでしょうか。答弁がなかったので、再度お尋ねいたします。

#### ○上下水道部長（山田英穂君）

水道事業者は、施設及び管路の維持・修繕など、必要な投資を適切に行うことが重要であります。

引き続き水道料金を減免することは、市内の水道利用者への安定的な水道供給に支障を及ぼすことが懸念されるため、継続する考えはございません。以上でございます。

#### ○16番（加藤敏彦君）

緊急事態宣言で市民生活が大変なので支援すると、水道事業だけで単独で考えれば、今、部長が言われたような答弁があるかもしれませんが、やはり市の財源がしっかりとした貯金、積立てがあるので、そういうものも活用して前年度並みに支援をすべきではないかと思いますが、市長、答弁をお願いします。

#### ○市長（日永貴章君）

それでは、私から御答弁をさせていただきます。

加藤議員がおっしゃられるとおり、個々の事業についてはそれぞれ評価があると、効果があると思って我々としては事業提案をさせていただいておりますし、今までもそういう考えで事業を進めてまいりました。

今回の補正の中に水道料金の基本料金の減免を引き続き行うことも必要ではないかということでございますが、我々といたしましては、今回は水道料金の基本料金の減免については行わないという判断をさせていただきました。

ほかの事業等もいろいろと検討をした中で、そういった判断に至ったということでございます。

今後、どのような状況が続くかは分かりませんが、やはり今回の議案質疑等でも答弁をさせていただきましたが、今後の市民の皆様方への影響を考慮しながら、また国等の動向も見ながら、愛西市としてはいろいろな事業を検討していきたいというふうに考えております。以上です。

#### ○16番（加藤敏彦君）

水道の料金の支援、基本料金の免除ですけれども、これは非常に対象が全市民的になりますので、ぜひ実施を求めたいと思います。

次に、生活困窮者への給付金などの支援が必要と考えますが、市の見解を伺います。

#### ○保険福祉部長（小林徹男君）

現在の生活困窮者世帯への支援といたしましては、住居確保給付金による家賃補助、フードバンク活用による食料支援、生活困窮者自立支援事業を行っております。

ほかに、生活資金の支援として、社会福祉協議会による緊急小口資金、総合支援資金があり、新型コロナウイルス感染症の影響により生活資金が必要な方は、無利子、保証人なしで借入れができる

ため、必要な方への御案内をしております。

また、離職や休業による収入が減少された方には就労支援を行っており、市独自の給付金の支給などは現時点では考えておりません。以上でございます。

○16番（加藤敏彦君）

じゃあ、次に行きます。

コロナ禍で女性への支援事業として生理用品の提供があります。

京都市では、国が拡充した地域女性活躍推進交付金等を財源として、小学校、中学校、高校、総合支援学校で生理用品の提供を含む女性への支援事業が具体化しましたが、愛西市でもぜひ検討していただきたいと考えますが、どうでしょうか。

○教育部長（三輪進一郎君）

ただいまの質問の学校におきましては、生理用品の支給や配置は、以前から必要に応じ保健室に準備しております。新型コロナウイルス感染拡大による経済的困窮への対応策としての配置はしておりません。

児童・生徒が安心して学校生活を送れる生活支援対策については、関係部署で情報共有を図りたいと考えております。

○16番（加藤敏彦君）

今日は、新型コロナウイルス対策について質問を行ってまいりました。

今はワクチン接種が始まり、希望が見えてまいりました。しかし、コロナウイルスはイギリス型、インド型、ブラジル型、ベトナム型と次々と変異型が発生し、感染力も強まっております。

5月3日現在ですけれども、日本のワクチン接種は世界では118位、PCR検査は144位、これはまさに管政権の失政の結果だと考えますが、愛西市がこの失政を追従するのではなく、迅速なワクチン接種と大規模な検査で感染を封じ込め、市民の命を守る市政を進めることを求めて一般質問を終わります。以上です。

○議長（島田 浩君）

16番議員の質問を終わります。

ここで出席人数の調整のため、暫時休憩といたします。

午後3時01分 休憩

午後3時01分 再開

○議長（島田 浩君）

それでは、休憩を解きまして会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（島田 浩君）

ここでお諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、散会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決しました。
なお、4日は午前9時30分より開議し、一般質問を続行いたします。
本日はこれにて散会いたします。

午後3時02分 散会

